

監督総括課	特定複合観光施設区域整備法に基づく カジノ事業の免許等の処分に係る審査 基準（案）等について	令和4年7月21日
<p>1 趣旨</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）に関する意見募集手続の結果を公表するとともに、同審査基準を制定するもの。</p> <p>2 議決を受ける対象</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）（別添1）・ 上記審査基準（案）に関する意見募集手続の結果について（別添2） →令和4年5月19日から6月17日まで実施した意見募集について、意見に対する回答を令和4年7月22日（審査基準の公表と同日）に公表するもの。 <p>3 公表日</p> <p>令和4年7月22日</p>		

**特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分
に係る審査基準（案）**

カ管委第●●号

令和4年7月22日

カジノ管理委員会決定

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を別添のとおり定める。

附 則

この審査基準は、令和4年7月22日から施行する。

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）に基づくカジノ管理委員会が行うカジノ事業の免許等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は以下のとおりとする。

第1 カジノ事業の免許等

1 法第39条の規定によるカジノ事業の免許

法第39条の規定によるカジノ事業の免許の基準については、法第41条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

(1)「申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第1号)

ア カジノ事業を的確に遂行することができる能力に関する事項

(ア) カジノ事業に係る業務の的確な遂行に必要な人員が各部門に配置される組織体制、人員構成にあること。

(イ) 役員が、その経歴及び能力に照らして、カジノ事業者としての業務を的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

イ 十分な社会的信用に関する事項

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

(ア) 暴力団との関係の有無・内容

(イ) 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(ウ) 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(エ) 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(オ) 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

(2)「申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第2号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

(3)「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有

する者が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第3号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

- (4)「申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。))及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第4号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

- (5)「当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第5号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

- (6)「申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること。」(法第41条第1項第6号)

ア カジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有することに関する事項

以下の事項等を総合的に勘案して、カジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すると認められること。

- (ア) 事業等のリスクが顕在化し、カジノ事業の収益が見込みよりも下振れした場合にも、将来にわたって設置運営事業を継続できる規模の純資産を保持すること。
 - (イ) 設置運営事業に係る施設整備等について、資金が安定的な手段により調達されていること及び将来にわたって必要となる資金調達が確実であること。
 - (ウ) カジノ事業の安定的な実施に必要な流動資産を保持すること。
- イ カジノ事業に係る収支の見込みが良好であることに関する事項
- 以下の事項等を総合的に勘案して、カジノ事業に係る収支の見込みが良好であると認められること。
- (ア) カジノ業務の収益及びその他の業務の収益の見込みが合理的な根拠に基づく適正なものであること。
 - (イ) 将来にわたって設置運営事業を実施するために必要な利益が見込まれていること（事業等のリスクが顕在化し、カジノ事業の収益が見込みよりも下振れした場合を含む。）。
- (7) 「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」（法第41条第1項第7号）
- カジノ施設の数については、カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか等の観点から総合的に判断し、一を超えないと認められるものであること。
- (8) 「定款及び第53条第1項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。」（法第41条第1項第11号）
- ア 定款の審査の基準については、以下のとおりとする。
- 定款の規定が法令に適合することのほか、機関に関する規定、株式又は持分に関する規定、役員に関する規定その他のカジノ事業の遂行に影響を及ぼし得る規定がカジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。
- イ 業務方法書の審査の基準については、法第53条第1項各号及びカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号。以下「規則」という。）第28条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに以下のとおりとする。
- (ア) 「カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）、顧客に対する情報提供の方法に関する事項、カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項、顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項並びに広告及び勧誘に関する事項」（法第53条第1項第1号）
 - a カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方

- 法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）
- (a) 法令を遵守してカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる旨の宣言が記載されていること。
 - (b) カジノ行為の種類及び方法ごとの賭金額の上限及び下限が具体的に記載されていること。賭金額の上限については、著しく顧客の射幸心をそそることを防止する観点等から適切な金額であること。
- b 顧客に対する情報提供の方法に関する事項
- 法第73条第4項の規定によるカジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報の提供方法が具体的に記載されていること。
- c カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項
- (a) 使用するテーブルゲーム用チップ及びトーナメントチップの大きさ、両面の表示事項、色彩その他の意匠が具体的に記載されていること。
 - (b) チップの交付若しくは付与又は引換えに関する方法が具体的に記載されていること。
- d 顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項
- (a) 法令を遵守して顧客のカジノ行為への誘引のための措置を講ずる旨の宣言が記載されていること。
 - (b) 法第108条第1項の規定に基づき提供するカジノ行為関連景品類が記載されていること。
 - (c) カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類の適正な提供の確保のための措置が記載されていること。
- e 広告及び勧誘に関する事項
- (a) 法令を遵守して広告及び勧誘に関する業務を行う旨の宣言が記載されていること。
 - (b) カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘の基本的な方針及び実施方法が記載されていること。
 - (c) カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘に係る業務を他の者に委託するときは、当該業務の委託を受けた者が法令を遵守し、カジノ事業者の基本的な方針に沿って業務を適正に遂行することを確保するための実施方法が記載されていること。
 - (d) 広告又は勧誘の内容及び方法について、広告又は勧誘を企画する段階、委託する段階や出稿する段階等の主要な各段階において、広告又は勧誘に関する業務を担当する部署が、法令遵守状況等の確認や検証を行う旨が記載されていること。
 - (e) 広告又は勧誘の内容及び方法について、広告又は勧誘に関する業務を担当

する部署から独立した広告等審査担当者又は担当部署に、あらかじめ審査させる旨が記載されていること。

(イ)「第70条第1項の確認に関する事項」(法第53条第1項第2号)

- a 法令を遵守して法第70条第1項の確認をする旨の宣言が記載されていること。
- b 入場者の暴力団員等の該当性を確認するための方法が具体的に記載されていること。
- c 入場者の暴力団員等の該当性を確認するためのデータベースの充実化に向けた取組の方針を策定することが記載されていること。

(ウ)「第110条第1項の措置に関する事項」(法第53条第1項第3号)

- a 法令を遵守して法第110条第1項の措置を講ずる旨の宣言が記載されていること。
- b 法第110条第1項の措置の実施方法が具体的に記載されていること。

(エ)「第111条第1項の措置に関する事項」(法第53条第1項第4号)

- a 法令を遵守して法第111条第1項の措置を講ずる旨の宣言が記載されていること。
- b 法第111条第1項の措置の実施方法が具体的に記載されていること。

(オ)「特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項」(法第53条第1項第5号)

- a 法令を遵守して特定金融業務を行う旨の宣言が記載されていること。
- b 法第2条第8項第2号イからニまでに掲げる特定金融業務の種別のうち実施するものが記載されていること。
- c 特定金融業務の利用に関して顧客に手数料その他の費用の支払を求めることとする場合には、顧客が支払う手数料その他の費用に関する定めが記載されていること。
- d 特定資金移動業務又は特定資金受入業務に関し、以下に掲げるものその他の業務の実施方法が具体的に記載されていること。
 - (a) 為替取引を仲介する金融機関及び当該金融機関が特定資金移動業務に関して行う主な業務
 - (b) 特定資金移動履行保証金保全契約又は特定資金受入保証金保全契約を締結する場合は、その契約の相手方
 - (c) 特定資金移動業務又は特定資金受入業務において、カジノ事業者の管理する顧客の口座(以下「カジノ口座」という。)開設のとき及び金銭の受入れ又は払戻しのとき(為替取引を伴うものを含む。)における本人確認並びに特定資金移動業務に用いるものとして顧客が指定した預貯金口座の名義が本人であることの確認を行う手続

- (d) 使用されていないカジノ口座を適正に管理する措置、目的外の金銭の払戻し等を制限する措置、カジノ施設に入場した後に送金された金銭の払戻しを制限する措置等カジノ口座の適正な利用を確保するための措置
- e 特定資金貸付業務に関し、以下に掲げるものその他の業務の実施方法が具体的に記載されていること。
 - (a) 特定資金貸付業務に使用する信用情報に関して、信用情報提供契約を締結する指定信用情報機関及び指定信用情報機関に相当する者、個人信用情報を当該機関に提供する方法並びに返済能力等調査の目的以外の使用及び第三者への提供を防止する方法
 - (b) 法第85条第1項各号に規定する者であることを確認する手続及び法第68条第1項第1号から第3号までの措置の対象者について特定資金貸付契約を締結しないその他の貸付けの制限を行う等の措置を実施する手続
 - (c) 特定資金貸付契約に関して、返済期間、違約金の条件及び利率並びに取立て行為及び債権譲渡の方法その他の契約の適正な実施に関する事項
 - (d) 特定資金貸付基本契約に関して、法第86条第1項に規定する返済能力に関する事項を調査し、貸付限度額を設定する方法
 - (e) 貸付けを行う契約の締結に関して、貸付限度額の確認の手続
- f 特定金融業務に関する帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧及び謄写の方法が記載されていること。
- g 金銭の両替を行う業務に関し、業務の対象とする通貨、レート設定方法、本人確認等の業務の実施方法が具体的に記載されていること。
- (カ)「カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項」(法第53条第1項第6号)
 - a 法令を遵守してカジノ行為区画内関連業務を行う旨の宣言が記載されていること。
 - b カジノ行為区画内関連業務の種別及び内容が具体的に記載されていること。
- (キ)「カジノ事業者が行う業務(カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。)の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」(法第53条第1項第7号)
 - a 法令に適合することを確保するための体制に関する事項
 - (a) 法令等遵守の実践に係る基本的な方針、具体的な実践計画、行動規範等が策定されていること。
 - (b) カジノ事業者が行う業務の運営、企画、管理、社内教育・研修、法令等遵守の管理、内部監査等を的確に行うことができる組織体制となっていること。組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されていること。

- (c) カジノ事業者が行う業務を担当する役員の担当業務並びにカジノ事業者が行う業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が定められているとともに、社内規則が整備されていること。
 - (d) 法令等遵守の管理を担当する組織の構成及び役割並びに法令等遵守の管理を担当する役員の選任、役割及び担当業務を社内規則に規定する旨が定められているとともに、社内規則が整備されていること。
 - (e) 法令適合上の問題が発生した場合等のカジノ管理委員会への報告を行う手続及び体制が整備されていること。
- b その他業務の適正を確保するための体制に関する事項
- (a) 法令等遵守の管理、財務管理を行う担当者及び担当部署が、カジノ事業者が行う業務の担当者又は担当部署から独立した体制となっていること。
 - (b) 内部監査の担当者又は担当部署が、カジノ事業者が行う業務の担当者又は担当部署に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっていること。
 - (c) 業務の規模・特性に照らして役員・従業員の能力の基準が明らかになっていること。
- (ク)「カジノ事業者が行う業務の会計に関する事項」(法第53条第1項第8号)
- a 法令を遵守して業務の会計を行う旨の宣言が記載されていること。
 - b 会計の業務を行う組織体制、監査人及び公認会計士等の選定に係る手続、財務報告書等の認定都道府県等への提出期限等の会計の整理の方法が具体的に記載されていること。
- (ケ)「カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置に関する事項」(規則第28条第1項第1号)
- a 「十分な社会的信用」を確保するための宣言が記載されていること(「十分な社会的信用」を点検する上での着眼点(暴力団との関係の有無・内容、法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容)を明らかにすることを含む)。
 - b 規則第36条第1項第1号イ又はロに掲げる措置として申請者が講ずる措置が具体的に記載されていること。
 - c 適切な点検の方法・深度及びその点検方法・深度に従って点検することが記載されていること。
 - d 点検するためのデータベースの充実化に向けた取組の方針を策定することが記載されていること。
- (コ)「カジノ関連機器等の適切な管理に関する事項」(規則第28条第1項第2号)
- a 法令を遵守してカジノ関連機器等の管理を行う旨の宣言が記載されていること。
 - b カジノ関連機器等の種別に応じ、適切に管理する方法が具体的に列挙され

ていること。

(サ)「カジノ事業者が行う業務に関し締結する契約が法第94条第1号イからトまでに掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第2号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項」(規則第28条第1項第3号)

a 契約の相手方等の「十分な社会的信用」を確保するための宣言が記載されていること(「十分な社会的信用」を点検する上での着眼点(暴力団との関係の有無・内容、法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容)を明らかにすることを含む。)

b 出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者の特定方法が記載されていること。

c 契約の相手方等の「十分な社会的信用」について、契約の相手方、内容、態様等の種別に応じた適切な点検の方法・深度及びその点検方法・深度に従って点検することが記載されていること。

d 契約の相手方等の「十分な社会的信用」を点検するためのデータベースの充実化に向けた取組の方針を策定することが記載されていること。

e 契約の内容の基準適合性を確保するための宣言が記載されていること(「カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当」であることを点検する上での着眼点(カジノ事業の収益が不当に流出するおそれの有無、カジノ行為に対する依存の防止に支障を及ぼすおそれの有無)を明らかにすることを含む。)

f 契約の内容について、契約の相手方、内容、態様等の種別に応じた適切な点検の方法・体制及びその点検方法・体制に従って点検することが記載されていること。

(シ)「特定カジノ業務に従事し、又は従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第116条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項」(規則第28条第1項第4号)及び「カジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為区画内関連業務に従事することが予定されている者が法第121条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項」(規則第28条第1項第5号)

a 「十分な社会的信用」を確保するための宣言が記載されていること(「十分な社会的信用」を点検する上での着眼点(法第114条第3号に掲げる業務(以下「特定カジノ統括管理業務」という。)に従事させる者については、暴力団との関係の有無・内容、法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容、社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容、経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容、他者との不適切な社会

的・経済的な関係の有無・内容。カジノ業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)又はカジノ行為区画内関連業務に従事させる者については、暴力団との関係の有無・内容、刑事処分歴の有無・内容、カジノ事業等の活動の状況に関する不適切な経歴の有無・内容、金銭管理状況に関する不適切な経歴の有無・内容を明らかにすることを含む。)

- b 特定カジノ統括管理業務に従事させる者、特定カジノ業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)に従事させる者及びカジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為区画内関連業務に従事させる者の別に応じた適切な点検の方法・深度並びにその点検方法・深度に従って点検することが記載されていること。
- c カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事させようとするときのみならず、これらの業務に従事させることを予定して採用しようとするとき及び特定カジノ業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)に従事する者を特定カジノ統括管理業務に従事させようとするときにも点検を実施することが記載されていること。
- d 点検するためのデータベースの充実化に向けた取組の方針を策定することが記載されていること。

(9)「第54条第1項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。」(法第41条第1項第12号)

カジノ施設利用約款の審査の基準については、以下のとおりとする。

ア 「約款に記載される内容が、カジノ事業の健全性を確保する観点から入場者にとって明確に定められたものとする」(規則第12条柱書) ことについて、約款に記載される内容が、顧客の保護に欠けるおそれがないと認められるものであることはもとより、業務方法書、依存防止規程及び犯罪収益移転防止規程との整合性をはじめ、法令の趣旨を十分に反映したものであること。

イ 「特定金融業務を利用する際の手続に関する適切な定めがあること。」(規則第12条第3号イ)

(ア) 特定資金移動業務又は特定資金受入業務

- a カジノ口座開設のとき及び金銭の受入れ又は払戻しのとき(為替取引を伴うものを含む。)並びに特定資金移動業務に用いるものとして顧客が指定した預貯金口座の名義確認のときにおける本人確認書類の提示等の手続が記載されていること。
- b 使用されていないカジノ口座を適正に管理する措置、目的外の金銭の払戻し等を制限する措置、カジノ口座からの送金先を制限する措置、カジノ施設に入場した後に送金された金銭の払戻しを制限する措置等、カジノ口座の適正な利用を確保するための措置が記載されていること。

(イ) 特定資金貸付業務

- a 特定資金貸付契約の締結時及び特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領時における本人確認書類の提示等の手続が記載されていること。
- b 返済期間及び返済の方法が記載されていること。
- c 特定資金貸付契約に基づく債権と、カジノ事業者が顧客に対して負担する債務を相殺することとする場合には、相殺の条件が記載されていること。
- d 期限の利益を喪失することとする場合には、期限の利益を喪失する条件が記載されていること。
- e 返済が滞った時その他の理由で貸付けを制限することとする場合は、貸付けを制限する条件が記載されていること。

(ウ) 金銭の両替を行う業務

レート及び取扱通貨の顧客への提示方法並びに両替時における本人確認書類の提示等の手続が記載されていること。

- ウ 「特定金融業務（特定資金受入業務を除く。）の利用に関して顧客に手数料その他の費用の支払を求めることとする場合には、顧客が支払う手数料その他の費用に関する適切な定めがあること。」（規則第12条第3号ロ）

手数料その他の費用の名称及び額が記載されていること。

- エ 「カジノ行為関連景品類の提供及びチップとの交換に係る手続及び条件に関する適切な定めがあること。」（規則第12条第5号イ）

顧客が原則として一律に提供を受ける資格を有するカジノ行為関連景品類に関するプログラムを行う場合は、プログラムへの入会手続、ポイントの付与率、プログラムに伴い提供されるカジノ行為関連景品類の種類及び提供条件等が記載されていること。

その他顧客に対してカジノ行為関連景品類の提供等を行う場合は、その手続及び条件が記載されていること。

- オ 「カジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限その他の措置を行う場合には、その条件及び内容に関する適切な定めがあること。」（規則第12条第5号ロ）

顧客が原則として一律に提供を受ける資格を有するカジノ行為関連景品類に関するプログラムを行う場合は、その提供を受ける資格の停止、制限、取消し等の措置の条件及び内容が記載されていること。

その他顧客に対して提供するカジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限その他の措置を行う場合は、その条件及び内容が記載されていること。

カ その他

顧客が所持するチップを一時的に保管するサービスを提供する場合には、以下の事項が記載されていること。

- (ア) 顧客はカジノ事業者が本人確認を行うために講ずる措置に協力すること。

- (イ) 一時的にチップを保管する期間及び保管するチップの限度額
 - (ウ) 一時的に保管したチップの受取りが期間内になされない場合の当該チップに係る権利関係
- (10) 「第55条第1項の依存防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ行為に対する依存を防止するために十分なものであること。」(法第41条第1項第13号)
- ア 法令を遵守してカジノ行為に対する依存の防止を図るための措置を行う旨が記載されていること。
 - イ 依存防止規程の審査の基準については、法第68条第1項各号及び第2項各号並びに規則第44条第2項各号、第3項各号、第4項各号及び第5項、第45条各号、第46条各号、第47条、第48条並びに第49条各号に掲げる必要記載項目ごとに以下のとおりとする。
 - (ア) 「入場者（カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。）又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置」(法第68条第1項第1号)
 - a 入場者の申出によりカジノ施設の利用を制限する措置を講ずる旨が記載されていること。
 - b 家族その他の関係者の申出によりカジノ施設の利用を制限する措置を講ずる旨が記載されていること。
 - (イ) 「申出から終了までの手続を適切に定めること。」(規則第44条第2項第1号)
 - 申出から終了までの手続として、少なくとも以下の事項が記載されていること。
 - a 申出の方法
 - b 入場者が申し出る事項
 - c 申出者の本人確認の方法
 - d 措置の実施手順
 - e 措置の終了手順
 - f 期間満了前に措置の終了を希望する者の申出の方法
 - g 期間満了前に措置の終了を希望する者が申し出る事項
 - (ウ) 「申出に迅速に対応すること。」(規則第44条第2項第2号)
 - a 申出に迅速に対応する旨が記載されていること。
 - b 申出に迅速に対応するための措置が記載されていること。
 - (エ) 「実施期間は、1年以上の期間であって、当該措置の申出をする入場者の意向に沿った期間とすること。」(規則第44条第2項第3号)
 - a 実施期間については、1年以上の適切な期間が記載されていること。
 - b 入場者の意向に沿った期間とするための措置が記載されていること。

(オ)「申出をする入場者に対し、当該措置の内容並びに当該措置の開始及び終了に関する事項を説明すること。」(規則第44条第2項第4号)

- a 申出者に対し、措置の内容並びに当該措置の開始及び終了に関する事項を説明する旨が記載されていること。
- b 申出者に説明する方法及び手順が記載されていること。

(カ)「当該措置を開始した日から起算して1年を経過した場合であって、当該措置の対象者が希望するときは、あらかじめ第3号の規定により定めた当該措置の実施期間満了前に、当該措置を終了することができること。」(規則第44条第2項第5号)

措置を開始した日から1年を経過した場合であって、対象者が希望するときは、実施期間満了前に当該措置を終了することができる旨が記載されていること。

(キ)「申出から終了までの手続を適切に定めること。」(規則第44条第3項第1号)

申出から終了までの手続として、少なくとも以下の事項が記載されていること。

- a 申出の方法
- b 入場者の家族等が申し出る事項
- c 対象者の本人確認の方法
- d 措置の決定手順
- e 措置の実施手順
- f 措置の終了手順
- g 期間満了前の措置の終了の決定手順
- h 期間満了前に措置の終了を希望する者の申出の方法
- i 期間満了前に措置の終了を希望する者が申し出る事項

(ク)「申出に迅速に対応すること。」(規則第44条第3項第2号)

- a 申出に迅速に対応する旨が記載されていること。
- b 申出に迅速に対応するための措置が記載されていること。

(ケ)「当該措置を決定するに当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症対策基本法第8条に規定するギャンブル等依存症問題をいう。以下この号及び第9号において同じ。)に関する専門家の助言を受け、当該措置の対象となる入場者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題に関する情報その他の適切な判断に必要な情報を収集し、当該助言及び情報を勘案すること。」(規則第44条第3項第3号)

- a 措置を決定するに当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症問題に関する専門家の助言を受け、当該措置の対象となる入場者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題に関する情報その他の適切な判断に必要な情

報を収集し、当該助言及び情報を勘案する旨が記載されていること。

b 専門家の助言を受け、適切な判断に必要な情報を収集するための方法が記載されていること。

(コ)「実施期間は、1年以上の期間であって、必要に応じて前号の助言を受け、同号の判断に必要な情報を踏まえてカジノ事業者が相当と認める期間とすること。」(規則第44条第3項第4号)

a 実施期間については、1年以上の適切な期間が記載されていること。

b 措置の実施期間の決定手順が記載されていること。

(サ)「当該措置の対象となる入場者に弁明の機会を与えること。」(規則第44条第3項第5号)

a 対象者に弁明の機会を与える旨が記載されていること。

b 弁明の機会の付与の手続が記載されていること。

(シ)「当該措置の対象となる入場者及び申出をする家族その他の関係者に対して当該措置の開始及び終了の判断の結果を通知すること。」(規則第44条第3項第6号)

a 対象者及び申出者に対して措置の開始及び終了の判断の結果を通知する旨が記載されていること。

b 判断結果の通知方法及び手順が記載されていること。

(ス)「当該措置の対象となる入場者に対し、当該措置の内容並びに当該措置の開始及び終了に関する事項を説明すること。」(規則第44条第3項第7号)

a 対象者に対し、措置の内容並びに当該措置の開始及び終了に関する事項を説明する旨が記載されていること。

b 説明の方法及び手順が記載されていること。

(セ)「当該措置の申出をした者又は当該措置の対象者が希望する場合において、当該措置を開始した日から起算して1年を経過後、当該措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときは、第4号の規定によりあらかじめ定めた当該措置の実施期間満了前に当該措置を終了することができること。」(規則第44条第3項第8号)

申出者又は対象者が希望する場合において、措置を開始した日から起算して1年を経過後、対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときは、当該措置の実施期間満了前に当該措置を終了できる旨が記載されていること。

(ソ)「前号の判断に当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症問題に関する専門家の助言を受け、当該措置の対象となる入場者のギャンブル等依存症問題に関する情報その他の適切な判断に必要な情報を収集し、当該助言及び情報を勘案すること。」(規則第44条第3項第9号)

- a 期間満了前の措置の終了の判断に当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症問題に関する専門家の助言を受け、当該措置の対象となる入場者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題に関する情報その他の適切な判断に必要な情報を収集し、当該助言及び情報を勘案する旨が記載されていること。
 - b 専門家の助言を受け、適切な判断に必要な情報を収集するための方法が記載されていること。
- (タ)「顧客情報を用いてカジノ事業若しくはカジノ施設に関して勧誘をし、又はカジノ行為関連景品類の提供をする場合は、第1項の措置の対象者に対して勧誘をせず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしないために適切な措置を講ずること。」(規則第44条第4項第1号)
- a 対象者に対して勧誘をせず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしないために適切な措置を講ずる旨が記載されていること。
 - b 対象者に対して勧誘をせず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしないための措置が記載されていること。
- (チ)「顧客情報を用いずにカジノ事業若しくはカジノ施設に関して勧誘をし、又はカジノ行為関連景品類の提供をする場合であって、その相手方が第1項の措置の対象者であると判明したときは、当該相手方に対して当該勧誘を継続せず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしないこと。」(規則第44条第4項第2号)
- 対象者であると判明したときは、当該相手方に対して当該勧誘を継続せず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしない旨が記載されていること。
- (ツ)「第1項の措置の対象者と特定資金貸付契約を締結しないこと。」(規則第44条第4項第3号)
- a 対象者と特定資金貸付契約を締結しない旨が記載されていること。
 - b 対象者と特定資金貸付契約を締結しないための措置が記載されていること。
- (テ)「カジノ事業者は、第1項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者及びその家族その他の関係者に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等(ギャンブル等依存症対策基本法第20条の関係機関、民間団体等をいう。第46条において同じ。)の相談窓口の連絡先その他の入場者の適切な判断を助けるために必要な情報を提供すること。」(規則第44条第5項)
- a 対象者及びその家族等に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等の相談窓口の連絡先その他の入場者の適切な判断を助けるために必要な情報を提供する旨が記載されていること。
 - b 提供する情報の内容が記載されていること。
- (ト)「カジノ事業者は、法第68条第1項第2号に掲げる措置として、カジノ施設における顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、カジノ行為に対

する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の発見に努め、その者の状況に応じ、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置を講ずるものとする。」(規則第45条第1項)

- a カジノ施設における顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の発見に努め、その者の状況に応じ、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置を講ずる旨が記載されていること。
- b カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者を発見するための着眼点が記載されていること。
- c カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者を発見した際の対応手順が記載されていること。
- d カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置の実施手順が記載されていること。

(ナ)「カジノ事業者は、前項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者に対し、その状況に応じ、法第68条第1項第1号の申出を勧奨する措置、カジノ施設の利用に関する相談を勧奨する措置その他のカジノ行為に対する依存による悪影響を防止するための付随的な措置を講ずるものとする。」(規則第45条第2項)

- a 入場者の申出によりカジノ施設の利用を制限する措置の申出を勧奨する措置、カジノ施設の利用に関する相談を勧奨する措置その他の付随的な措置を講ずる旨が記載されていること。
- b 措置及び実施手順が記載されていること。

(ニ)「カジノ施設の利用に関する入場者及びその家族その他の関係者からの相談の内容に応じ、適切に対処するために次に掲げる必要な体制を整備すること。」(規則第46条第1号)

- a 入場者及びその家族等の相談の内容に応じ、適切に対処するために必要な体制を整備する旨が記載されていること。
- b 相談を受ける職員の配置基準が記載されていること。
- c 対面、電話及び電子メールの利用を含む相談の方法が記載されていること。
- d 相談のための室の設置場所が記載されていること。

(ヌ)「ギャンブル等依存症対策関連機関等と連携協力を図ること。」(規則第46条第2号)

- a ギャンブル等依存症対策関連機関等と連携協力を図る旨が記載されていること。

- b ギャンブル等依存症対策関連機関等と連携協力するための措置が記載されていること。
- (ネ)「入場者又はその家族その他の関係者に対し、次のイ及びロに掲げる情報を、当該イ及びロに定める方法により提供すること。」(規則第46条第3号)
- a 規則第46条第3号イに関する事項
 - (a) カジノ行為に対する依存を防止するための注意喚起を行うための情報及びカジノ事業者の相談窓口の連絡先に関する情報を、本人確認区画の入口及びカジノ行為区画に、入場者に見やすいように掲げる方法により掲示するほか、印刷物その他のカジノ施設内で閲覧できる適切な方法及びインターネットの利用により提供する旨が記載されていること。
 - (b) 入場者に見やすいように掲げる方法により掲示する方法、印刷物その他のカジノ施設内で閲覧できる適切な方法及びインターネットの利用により提供する方法が具体的に記載されていること。
 - b 規則第46条第3号ロに関する事項
 - (a) 入場者又はその家族等の申出によりカジノ施設の利用を制限する措置に関する情報及びギャンブル等依存症対策関連機関等の相談窓口の連絡先に関する情報を、印刷物その他のカジノ施設内で閲覧できる適切な方法及びインターネットの利用により提供する旨が記載されていること。
 - (b) 印刷物その他のカジノ施設内で閲覧できる適切な方法及びインターネットの利用により提供する方法が具体的に記載されていること。
- (ノ)「前号の規定による情報の提供は、日本語及び英語を含む複数の外国語により行うこと。」(規則第46条第4号)
- 情報を提供する言語の種類が記載されていること。
- (ハ)「入場者に対し、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供しよう努めること。」(規則第46条第5号)
- a 入場者に対し、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供しよう努める旨が記載されていること。
 - b 情報を提供する場合の提供する情報の内容及び提供方法が記載されていること。
- (ヒ)「法第68条第1項第4号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力することとする。」(規則第47条)
- 国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力する旨が記載されていること。
- (フ)「前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施」(法第68

条第2項第1号)

法第68条第1項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練について、実施する内容、方法、頻度及び体制が記載されていること。

(ヘ)「前項の措置の的確な実施のための体制の整備（同項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。）」（法第68条第2項第2号)

法第68条第1項の措置の的確な実施のための体制の整備に関し、カジノ行為に対する依存を防止することについて責任を担う役員並びに法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任方法、人数及び任期が記載されていること。

(ホ)「前項の措置に関する評価の実施」（法第68条第2項第3号及び規則第48条)

a 法第68条第1項の措置に関する評価について、実施する内容及び方法が記載されていること。

b 評価の結果等を踏まえ、依存防止規程を継続的に見直す旨が記載されていること。

(マ)「法第68条第1項の規定により講じた措置の内容及び実施の状況を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、同項の規定による報告の日から起算して3年間保存すること。」（規則第49条第1号)

a 法第68条第1項の規定により講じた措置の内容及び実施の状況を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成する旨が記載されていること。

b 法第68条第1項の規定により講じた措置の内容及び実施の状況を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、保存するための方法が記載されていること。

(ミ)「前号の電磁的記録に記録又は書類に記載された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。」（規則第49条第2号)

a 電磁的記録に記録又は書類に記載された事項について、保存期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずる旨が記載されていること。

b 改変又は消去を防止するための措置が記載されていること。

(ム)「法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。」（規則第49条第3号)

a 法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる旨が記載されていること。

b 採用するために必要な措置が記載されていること。

(メ)「法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。」

(規則第49条第4号)

- a 法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な監査を実施する旨が記載されていること。
- b 監査の実施方法が記載されていること。

(モ)「法第68条第1項及び第2項に掲げる措置に関し、カジノ事業者間の相互の連携を図りながら協力するほか、これらの措置の水準の向上に努めること。」(規則第49条第5号)

法第68条第1項及び第2項の措置に関し、カジノ事業者間の相互の連携を図りながら協力するほか、これらの措置の水準の向上に努める旨が記載されていること。

(11)「第56条第1項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。)のために十分なものであること。」(法第41条第1項第14号)

ア 法令を遵守してカジノ事業における犯罪による収益の移転防止を図るための措置を行う旨が記載されていること。

イ 犯罪収益移転防止規程の審査の基準については、法第56条第1項各号、第103条第1項各号、第104条各項、第105条及び第109条第1項、特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号。(サ)において「施行令」という。)第16条各項並びに規則第101条、第102条第1項各号、第103条第1項各号及び第2項各号、第104条並びに第111条各項に掲げる必要記載項目ごとに、以下のとおりとする。

(ア)「取引時確認の的確な実施に関する事項」(法第56条第1項第1号)

取引時確認を的確に実施するための方法、手続等について、以下を含む事項が記載されていること。

- a 顧客の受入れに関する方針
- b 取引時確認が必要な取引の種類
- c 顧客について既に取引時確認を行っていることを確認する方法
- d 確認記録を作成してから保存するまでの手続

(イ)「取引記録等(犯罪収益移転防止法第7条第3項に規定する取引記録等をいう。)の作成及び保存に関する事項」(法第56条第1項第2号)

取引記録の作成及び保存の方法、手続等について、以下を含む事項が記載されていること。

- a 取引記録の作成を行うことが必要な取引の種類
- b 取引記録を作成してから保存するまでの手続

- (ウ)「疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法第 8 条第 3 項に規定する疑わしい取引の届出をいう。）に係る判断の方法に関する事項」（法第 5 6 条第 1 項第 3 号）
- 疑わしい取引の届出に係る判断の方法等について、以下を含む事項が記載されていること。
- a 法第 2 条第 8 項に規定するカジノ業務（同条第 7 項に規定するカジノ行為を除く。）に係る取引について、疑わしい取引を把握する方法及び基準
 - b 異常な取引状況の早期の把握のためのシステムの整備及び活用に関する方針
 - c 異常な取引状況を把握してから疑わしい取引の届出を行うまでの手続
- (エ)「取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施」（法第 1 0 3 条第 1 項第 1 号）
- 取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練について、実施する内容、方法、頻度及び体制が記載されていること。
- (オ)「取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備（取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。）」（法第 1 0 3 条第 1 項第 2 号）
- 取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備に関し、犯罪による収益の移転を防止することについて責任を担う役員並びに取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任方法、人数及び任期が記載されていること。
- (カ)「取引時確認等の措置等に関する評価の実施」（法第 1 0 3 条第 1 項第 3 号及び規則第 1 0 1 条）
- a 取引時確認等の措置等に関する評価について、実施する内容及び方法が記載されていること。
 - b 評価の結果の届出書を提出する際の措置について、以下の事項が記載されていること。
 - (a) 犯罪収益移転防止規程に基づいて作成した手順書等関係書類を添付すること。
 - (b) 当該届出書に当該評価の結果に基づいて取引時確認等の措置等の改善を図るための措置を記載すること。
 - c 評価の結果等を踏まえ、犯罪収益移転防止規程を継続的に見直す旨が記載されていること。
- (キ)「犯罪収益移転防止法第 3 条第 3 項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべきものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置」（法第 1 0 3 条第 1 項第 4 号）
- 犯罪収益移転危険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべき

措置について、以下の a から h までの内容を踏まえつつ、記載されていること。

a 「自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析結果を記録した電磁的記録又は記載した書面（次号及び第 3 号において「カジノ事業者作成記録等」という。）を作成し、少なくとも年 1 回見直しを行い、必要な変更を加えること。」（規則第 102 条第 1 項第 1 号）

(a) 自らが行う取引について、調査し、及び分析するための方法

(b) 犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の調査及び分析結果を記録した電磁的記録又は記載した書面（カジノ事業者作成記録等）を作成するための方法

(c) カジノ事業者作成記録等について、少なくとも年 1 回見直しを行い、必要な変更を加えるための手続

b 「カジノ事業者作成記録等の内容を勘案し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第 6 条第 1 項に規定する記録（第 5 号において「確認記録」という。）及び犯罪収益移転防止法第 7 条第 1 項に規定する記録（第 5 号において「取引記録」という。）を継続的に精査し、顧客による犯罪による収益の移転の危険性の程度を評価すること。」（規則第 102 条第 1 項第 2 号）

カジノ事業者作成記録等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録を継続的に精査し、顧客による犯罪による収益の移転の危険性の程度を評価するための方法

c 「犯罪収益移転防止法第 3 条第 3 項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容、カジノ事業者作成記録等の内容及び前号の危険性の程度を勘案し、取引時確認等の措置等を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。」（規則第 102 条第 1 項第 3 号）

犯罪収益移転危険度調査書の内容、カジノ事業者作成記録等の内容及び顧客による犯罪による収益の危険性の程度を勘案し、取引時確認等の措置等を行うに際して必要な情報を収集するための方法並びに当該情報を整理し、及び分析するための方法

d 「顧客との取引が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている従業者に当該取引を行うことについて法第 103 条第 1 項第 2 号の規定により選任した取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者の承認

を受けさせること。」(規則第102条第1項第4号)

顧客との取引が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第27条第1項第3号に規定する取引に該当する場合には、取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者の承認を受けさせる手続

- e 「第2号又は第3号に掲げる措置の結果に係る記録を電磁的記録又は書面により作成し、確認記録又は取引記録とともに保存すること。」(規則第102条第1項第5号)

規則第102条第1項第2号又は第3号に掲げる措置の結果に係る記録を電磁的記録又は書面により作成し、確認記録又は取引記録とともに保存するための方法

- f 「前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。」(規則第102条第1項第6号)

電磁的記録又は書面に記録された事項について、保存期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置

- g 「取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者をカジノ業務に従事する者として採用するために必要な措置を講ずること。」(規則第102条第1項第7号)

取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者をカジノ業務に従事する者として採用するために必要な措置

- h 「法第103条第1項第2号の規定により選任した取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を監査する者による監査を実施すること。」(規則第102条第1項第8号)

取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な監査を実施するための方法

- (ク)「カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人(自己と生計を一にする配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。))及び当該カジノ事業者を除く。以下この款及び第175条第1項において同じ。)に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。」(法第104条第1項)

顧客がチップを他人に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置について、以下のaからdまでの内容を踏まえつつ、記載されていること。

- a 「チップを他人に譲渡しようとし、又はチップを他人から譲り受けようとする顧客を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。」(規則第103条第1項第1号)

チップを他人に譲渡しようとし、又はチップを他人から譲り受けようとする顧客を発見するために行う巡回及び監視カメラによる監視の体制及び方法

- b 「チップをカジノ事業者以外の者に譲渡しようとし、又はチップをカジノ事業者以外の者から譲り受けようとする顧客を発見した場合において、必要に応じて当該カジノ事業者以外の者が他人であるかどうかを確認し、当該カジノ事業者以外の者が他人であると認められる場合には、当該顧客及び当該カジノ事業者以外の者に対し、それらの行為が禁止されていることを告げ、及びそれらの行為を制止すること。」(規則第103条第1項第2号)

チップをカジノ事業者以外の者に譲渡しようとし、又はチップをカジノ事業者以外の者から譲り受けようとする顧客を発見した場合の対応手順

- c 「前号に掲げる措置を講じた場合には、措置の相手方となった顧客及びカジノ事業者以外の者の本人特定事項、措置の対象となった行為の概要及び当該行為に対して講じた措置の内容についての記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して3年間保存すること。」(規則第103条第1項第3号)

講じた措置の内容等を記録した電磁的記録又は書面を作成する方法及び当該電磁的記録又は当該書面に係る保存期間

- d 「前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。」(規則第103条第1項第4号)

電磁的記録又は書面に記録された事項について、保存期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置

- (ケ) 「カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならない。」(法第104条第2項)

顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置について、以下のaからeまでの内容を踏まえつつ、記載されていること。

- a 「チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。」(規則第103条第2項第1号)

チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見するために行う巡回並びに監視カメラによる監視の体制及び方法

- b 「顧客がカジノ行為区画から退場しようとする時に、当該顧客にカジノ行為区画外へのチップの持出しの有無について申告させること。」(規則第103

条第2項第2号)

チップの持出しの有無について、申告させる方法

- c 「チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見した場合において、当該顧客に対し、その行為が禁止されていることを告げ、及びその行為を制止すること。」(規則第103条第2項第3号)

チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見した場合の対応手順

- d 「前号に掲げる措置を講じた場合には、措置の相手方となった顧客の本人特定事項、措置の対象となった行為の概要及び当該行為に対して講じた措置の内容についての記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して3年間保存すること。」(規則第103条第2項第4号)

講じた措置の内容等を記録した電磁的記録又は書面を作成する方法及び当該電磁的記録又は当該書面に係る保存期間

- e 「前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。」(規則第103条第2項第5号)

電磁的記録又は書面に記録された事項について、保存期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置

- (コ) 「カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨を、本人確認区画及びカジノ行為区画に表示しなければならない。」(法第105条及び規則第104条)

チップの譲渡等の禁止の表示の方法について、チップの譲渡等が禁止されている旨を表示した書面等を掲示する場所及び方法が記載されていること。

- (サ) 「カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であって、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。」(法第109条第1項、施行令第16条各項及び規則第111条各項)

法令によりカジノ管理委員会に届け出ることとされている取引について、届出が必要な取引の抽出方法、届出を行う時期等届出の手続が記載されていること。

ウ その他

犯罪による収益の移転防止を図る観点から、顧客が所持するチップを一時的に保管するサービスを提供する場合には、当該サービスの内容及び方法について、以

下を含む事項が記載されていること。

(ア) 本人確認の方法

(イ) チップを保管する方法、期間及び保管するチップの限度額

(ウ) 保管期間を超過したチップの取扱い

- (12) 「カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、当該カジノ行為区画内関連業務がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。」(法第41条第1項第15号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

ア 性的好奇心をそそるおそれの有無

イ 著しく射幸心をそそるおそれの有無

ウ カジノ施設及びその周辺における秩序の維持に支障を及ぼすおそれの有無

- 2 法第43条第2項の規定によるカジノ事業の免許の更新

法第43条第2項の規定によるカジノ事業の免許の更新については、1((4)、(5)及び(7)を除く。)の審査基準を準用するものとする。

- 3 法第45条第1項の規定によるカジノ事業者の合併の承認

法第45条第1項の規定によるカジノ事業者の合併の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- (1) カジノ事業者たる会社はその合併により消滅するものであること。
(2) 合併後存続し、又は当該合併により設立される予定の会社が、カジノ事業者の地位を承継しようとするものであり、1((5)及び(7)を除く。)の審査基準に適合していること。

- 4 法第46条第1項の規定によるカジノ事業者の分割の承認

法第46条第1項の規定によるカジノ事業者の分割の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- (1) 分割によりカジノ事業の全部を承継させるものであること。
(2) 分割によりカジノ事業を承継する予定の会社が、カジノ事業者の地位を承継しようとするものであり、1((5)及び(7)を除く。)の審査基準に適合していること。

- 5 法第47条第1項の規定によるカジノ事業の譲渡の承認

法第47条第1項の規定によるカジノ事業の譲渡の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- (1) 譲渡によりカジノ事業の全部を承継させるものであること。
(2) 譲渡によりカジノ事業を承継する予定の会社が、カジノ事業者の地位を承継しようとするものであり、1((5)及び(7)を除く。)の審査基準に適合していること。

- 6 法第48条第1項の規定による同項各号に掲げる事項の変更の承認

法第48条第1項の規定による同項各号に掲げる事項の変更の承認については、1

((4) 及び (5) を除く。) の審査基準を準用するものとする。

7 法第52条第1項の規定によるカジノ事業者の定款の変更の認可

法第52条第1項の規定によるカジノ事業者の定款の変更の認可については、1(8)アの審査基準を準用するものとする。

8 法第53条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ事業者の業務方法書の変更の認可

法第53条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ事業者の業務方法書の変更の認可については、1(8)イの審査基準を準用するものとする。

9 法第54条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設利用約款の変更の認可

法第54条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設利用約款の変更の認可については、1(9)の審査基準を準用するものとする。

10 法第55条第2項において準用する法第52条第1項の規定による依存防止規程の変更の認可

法第55条第2項において準用する法第52条第1項の規定による依存防止規程の変更の認可については、1(10)の審査基準を準用するものとする。

11 法第56条第2項において準用する法第52条第1項の規定による犯罪収益移転防止規程の変更の認可

法第56条第2項において準用する法第52条第1項の規定による犯罪収益移転防止規程の変更の認可については、1(11)の審査基準を準用するものとする。

12 法第67条第1項の規定によるカジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続の認可

カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続について、集計に関する監視、記録方法等の具体的な定めがあること。

13 法第91条第1項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の承認

法第91条第1項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の承認については、1(12)の審査基準を準用するものとする。

14 法第91条第6項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の種別等の変更の承認

法第91条第6項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の種別等の変更の承認については、1(12)の審査基準を準用するものとする。

15 法第95条第1項の規定による契約の認可

法第95条第1項の規定による契約の認可の基準については、法第97条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

(1)「相手方が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第94条第1号イ)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(2)「相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第94条第1号ロ)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(3)「相手方において当該契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第94条第1号ハ)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(4)「出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第94条第1号ニ)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(5)「当該契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。」(法第94条第1号ト)

例えば、以下の事項をはじめ、契約の社会的妥当性等の観点から、総合的に勘案してカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

ア カジノ事業の収益が不当に流出するおそれの有無

イ カジノ行為に対する依存の防止に支障を及ぼすおそれの有無

16 法第100条第1項の規定による再委託契約に係る許諾の認可

法第100条第1項の規定による再委託契約に係る許諾の認可の基準については、法第101条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

(1)「再委託に係る契約の相手方が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第101条第1項第1号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(2)「再委託に係る契約の相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用

を有する者であること。」(法第101条第1項第2号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(3)「再委託に係る契約の相手方において当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第101条第1項第3号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(4)「出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第101条第1項第4号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

(5)「当該再委託に係る契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。」(法第101条第1項第5号)

ア 当該再委託に係る業務の適正な遂行を確保するための措置が記載されていること。

イ 例えば、以下の事項をはじめ、契約の社会的妥当性等の観点から、総合的に勘案してカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

(ア) カジノ事業の収益が不当に流出するおそれの有無

(イ) カジノ行為に対する依存の防止に支障を及ぼすおそれの有無

17 法第114条の規定による特定カジノ業務に従事する者の確認

法第114条の規定による特定カジノ業務に従事する者の確認の基準については、法第116条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

(1)「カジノ管理委員会は、第114条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。」(法第116条第1項)

ア 特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力に関する事項

(ア) 法第114条第1号イからへまでに掲げる事項の実施をする業務に従事す

る者

当該業務のための法第123条第1項第1号に基づく教育訓練を受けた者であること。

(イ) 法第114条第1号イからへまでに掲げる事項の監督をする業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)及び同条第2号に掲げる業務に従事する者

当該業務のための法第123条第1項第1号に基づく教育訓練を受けた者であって、実務経験等に照らし、監督業務を的確に遂行することができる能力を有すること。

(ウ) 特定カジノ統括管理業務に従事する者

当該業務のための法第123条第1項第1号に基づく教育訓練を受けた者であって、実務経験等に照らし、統括管理業務を的確に遂行することができる能力を有すること。

イ 十分な社会的信用に関する事項

(ア) 特定カジノ業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)に従事する者

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

- a 暴力団との関係の有無・内容
- b 刑事処分歴の有無・内容
- c カジノ事業等の活動の状況に関する不適切な経歴の有無・内容
- d 金銭管理状況に関する不適切な経歴の有無・内容

(イ) 特定カジノ統括管理業務に従事する者

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

- a 暴力団との関係の有無・内容
- b 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
- c 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
- d 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
- e 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

18 法第117条第2項の規定による確認特定カジノ業務従事者の確認の更新

法第117条第2項の規定による確認特定カジノ業務従事者の確認の更新については、17の審査基準を準用するものとする。

19 法第118条第1項の規定による確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更の承認

法第118条第1項の規定による確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更の承認の基準については、同条第3項及び第4項に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

(1) 「カジノ管理委員会は、第1項の承認の申請があったときは、確認特定カジノ業務従事者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有する者であるかどうかを審査しなければならない。」(法第118条第3項)

ア 法第114条第1号イからへまでに掲げる事項の実施をする業務への変更

法第114条第1号イからへまでに掲げる事項の実施をする業務への変更の承認については、17(1)ア(ア)の審査基準を準用するものとする。

イ 法第114条第1号イからへまでに掲げる事項の監督をする業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)及び同条第2号に掲げる業務への変更

法第114条第1号イからへまでに掲げる事項の監督をする業務(特定カジノ統括管理業務を除く。)及び同条第2号に掲げる業務への変更の承認については、17(1)ア(イ)の審査基準を準用するものとする。

ウ 特定カジノ統括管理業務への変更

特定カジノ統括管理業務への変更の承認については、17(1)ア(ウ)の審査基準を準用するものとする。

第2 カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等

1 法第58条第1項の規定による認可

法第58条第1項の規定による認可の基準については、法第60条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

(1) 「申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第60条第1項第1号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

(2) 「第58条第1項の認可の申請の場合において、当該認可を受けて法人等が設立されるときは、当該法人等が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第60条第1項第2号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

- (3)「前2号に規定する者(第1号に規定する者にあつては、法人等であるものに限る。)の役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第60条第1項第3号)

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア 暴力団との関係の有無・内容

イ 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

- 2 法第58条第4項ただし書の規定によるカジノ事業者の特定保有者の認可
法第58条第4項ただし書の規定によるカジノ事業者の特定保有者の認可については、1の審査基準を準用するものとする。
- 3 法第61条第1項の規定によるカジノ事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認
法第61条第1項の規定によるカジノ事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認については、1の審査基準を準用するものとする。

第3 カジノ施設供用事業の免許等

- 1 法第124条の規定によるカジノ施設供用事業の免許
法第124条の規定によるカジノ施設供用事業の免許の基準については、法第126条に定められているとおりであり、その審査基準は第1の1(1)から(8)まで((8)イ(ア)から(カ)まで及び(コ)を除く。)の審査基準を準用するものとする。
- 2 法第127条第2項の規定によるカジノ施設供用事業の免許の更新
法第127条第2項の規定によるカジノ施設供用事業の免許の更新については、第1の1(1)から(8)まで((4)、(5)、(7)並びに(8)イ(ア)から(カ)まで及び(コ)を除く。)の審査基準を準用するものとする。
- 3 法第129条第1項の規定による同項各号に掲げる事項の変更の承認
法第129条第1項の規定による同項各号に掲げる事項の変更の承認については、第1の1(1)から(3)まで及び(6)から(8)まで((8)イ(ア)から(カ)まで及び(コ)を除く。)の審査基準を準用するものとする。
- 4 法第130条において準用する法第45条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の合併の承認
法第130条において準用する法第45条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の合併の承認については、第1の3((2)において引用する第1の1の審査基準(8)

イ（ア）から（カ）まで及び（コ）並びに（９）から（１２）までを除く。）の審査基準を準用するものとする。

- 5 法第130条において準用する法第46条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の分割の承認

法第130条において準用する法第46条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の分割の承認については、第1の4（（2）において引用する第1の1の審査基準（8）イ（ア）から（カ）まで及び（コ）並びに（9）から（12）までを除く。）の審査基準を準用するものとする。

- 6 法第130条において準用する法第47条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の譲渡の承認

法第130条において準用する法第47条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の譲渡の承認については、第1の5（（2）において引用する第1の1の審査基準（8）イ（ア）から（カ）まで及び（コ）並びに（9）から（12）までを除く。）の審査基準を準用するものとする。

- 7 法第130条において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の定款の変更の認可

法第130条において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の定款の変更の認可については、第1の1（8）アの審査基準を準用するものとする。

- 8 法第130条において準用する法第53条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の業務方法書の変更の認可

法第130条において準用する法第53条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の業務方法書の変更の認可については、第1の1（8）イ（（ア）から（カ）まで及び（コ）を除く。）の審査基準を準用するものとする。

- 9 法第133条第2項の規定による契約の認可

法第133条第2項の規定による契約の認可については、第1の15の審査基準を準用するものとする。

- 10 法第133条第4項において準用する法第100条第1項の規定による再委託契約に係る許諾の認可

法第133条第4項において準用する法第100条第1項の規定による再委託契約に係る許諾の認可については、第1の16の審査基準を準用するものとする。

- 11 法第134条第1項の規定による特定カジノ施設供用業務に従事する者の確認

法第134条第1項の規定による特定カジノ施設供用業務に従事する者の確認の基準については、法第134条第2項において準用する法第116条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

（1）特定カジノ施設供用業務を的確に遂行することができる能力に関する事項

- ア 法第134条第1項第1号に掲げる業務に従事する者
法第134条第1項第1号に掲げる業務に従事する者の確認については、第1の17(1)ア(イ)の審査基準を準用するものとする。
 - イ 法第134条第1項第2号に掲げる業務(以下「特定カジノ施設供用統括管理業務」という。)に従事する者
特定カジノ施設供用統括管理業務に従事する者の確認については、第1の17(1)ア(ウ)の審査基準を準用するものとする。
- (2) 十分な社会的信用に関する事項
- ア 特定カジノ施設供用業務(特定カジノ施設供用統括管理業務を除く。)に従事する者の確認については、第1の17(1)イ(ア)の審査基準を準用するものとする。
 - イ 特定カジノ施設供用統括管理業務に従事する者の確認については、第1の17(1)イ(イ)の審査基準を準用するものとする。
- 12 法第134条第2項において準用する法第117条第2項の規定による確認特定カジノ施設供用業務従事者の確認の更新
法第134条第2項において準用する法第117条第2項の規定による確認特定カジノ施設供用業務従事者の確認の更新については、11の審査基準を準用するものとする。
- 13 法第134条第2項において準用する法第118条第1項の規定による確認特定カジノ施設供用業務従事者の従事する特定カジノ施設供用業務の種別の変更の承認
法第134条第2項において準用する法第118条第1項の規定による確認特定カジノ施設供用業務従事者の従事する特定カジノ施設供用業務の種別の変更の承認については、第1の19の審査基準を準用するものとする。
- 第4 カジノ施設供用事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等
- 1 法第131条において準用する法第58条第1項の規定による認可
法第131条において準用する法第58条第1項の規定による認可については、第2の1の審査基準を準用するものとする。
 - 2 法第131条において準用する法第58条第4項ただし書の規定によるカジノ施設供用事業者の特定保有者の認可
法第131条において準用する法第58条第4項ただし書の規定によるカジノ施設供用事業者の特定保有者の認可については、第2の2の審査基準を準用するものとする。
 - 3 法第131条において準用する法第61条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認
法第131条において準用する法第61条第1項の規定によるカジノ施設供用事業

者の認可主要株主等の役員の変更の承認については、第2の3の審査基準を準用するものとする。

第5 施設土地権利者の認可等

1 法第136条第1項の規定による施設土地権利者の認可

法第136条第1項の規定による施設土地権利者の認可の基準については、法第138条に定められているとおりであり、その審査基準は、法第138条第1項第1号イからハマまでに掲げる者が、例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であることとする。

- (1) 暴力団との関係の有無・内容
- (2) 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
- (3) 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
- (4) 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
- (5) 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

2 法第136条第5項ただし書の規定による特定施設土地権利者の認可

法第136条第5項ただし書の規定による特定施設土地権利者の認可については、1の審査基準を準用するものとする。

3 法第141条において準用する法第61条第1項の規定による認可施設土地権利者の役員の変更の承認

法第141条において準用する法第61条第1項の規定による認可施設土地権利者の役員の変更の承認については、1の審査基準を準用するものとする。

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）」
に関する意見募集の結果について

令和 4 年 7 月 22 日

カジノ管理委員会

1 意見募集の結果

カジノ管理委員会では、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）」につきまして、令和 4 年 5 月 19 日から同年 6 月 17 日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、12 の個人及び団体より計 129 件の御意見をいただきました。今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見のうち、本件の対象となる事項についての御意見の概要及びそれに対する考え方について別紙 1（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいた御意見については、必要に応じ整理・要約しております。いただいた御意見について整理・要約していないものを、カジノ管理委員会において閲覧に供します。

このほか、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

2 公表日

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公表しました。

（参考）公表した審査基準

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

本「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（案）に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法
カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年第1号）	施行規則
特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和4年カジノ管理委員会・国土交通省令第1号）	命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	犯罪収益移転防止法

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。
また、見出し番号は審査基準の該当箇所を示しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方
第1 カジノ事業の免許等		
1 法第39条の規定によるカジノ事業の免許		
(1) ア カジノ事業を的確に遂行することができる能力に関する事項		
1	諸外国の事例を踏まえると、カジノ免許申請はIR運営開始に先立って行われるものと理解しているが、カジノ免許申請時点におけるIR事業者の組織体制は、カジノ事業に關与する従業員の採用を含め、体制構築の途上にあると想定される。業務の適正を確保するための体制の整備に関しては、当該時点における組織体制や人員構成等、当該カジノ免許申請時点における組織体制や人員構成等の計画を審査されるという理解でよいか。	審査基準第1の1（1）アについては、カジノ事業を実施する時点で予定されている組織体制・人員構成等を審査の対象とするものであり、審査基準第1の1（8）イ（キ）についても、カジノ事業を実施する時点で予定されている当該体制の整備に関する事項を審査の対象とするものです。
2	ア(ア)について、申請者がどのような組織体制、人員構成であれば基準を満たすのかについて例示を含め考え方を示してほしい。	審査基準第1の1（1）ア（ア）における組織体制及び人員構成は、申請に係るカジノ施設の規模や運営体制等、個別具体的な申請内容に応じてカジノ事業を的確に遂行することができるものである必要があります。そのような組織体制及び人員構成には様々な形があり得るため、様々な前提を置いてカジノ管理委員会が組織体制及び人員構成を例示することにはなじまないものと考えています。
3	ア(ア)について、申請者の組織体制、人員構成が、例えばシンガポールや米国のカジノ施設と同等とカジノ管理委員会が判断できる水準であれば、本規定の基準は満たされると理解してよいか。また、それらの国のカジノ施設よりも高い水準を求める場合は、どの部分についてどのような内容を求めるのか等の考え方を示してほしい。	国・地域によってカジノ規制の内容や程度は異なり、それに対応するために必要な組織体制、人員構成も異なると考えられるため、一概に比較してお答えすることは困難です。
4	ア(イ)について、役員にはどのような経歴や能力があれば十分か、又は少なくともどのような経歴や能力が必要かについて例示を含め考え方を示してほしい。	審査基準第1の1（1）ア（イ）における役員の経歴び能力は、申請者の組織体制、役員を含む人員構成等、個別具体的な事案に応じてカジノ事業を的確に遂行することができるものである必要があり、個々の役員に求められる経歴及び能力には様々なものがあり得るため、様々な前提を置いてカジノ管理委員会が個々の役員に求められる経歴や能力を例示することにはなじまないものと考えています。
(1) イ 十分な社会的信用に関する事項		
5	1. 考慮要素を限定列举とする、2. 各項目について、どのような場合に「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」があると認められるのかを示す（例えば、アであれば「申請者自身又はその役員、取引先に暴力団の構成員が存在する場合」、イであれば「過去に法令違反行為を行っており、かつ、その態様が悪質であったり、法令違反行為が複数回行われていたり、適切な是正対応や再発防止策を実施していない場合」といったような補足の文言を記載する。）、3. 冒頭の「例えば」の文言は削除する等、より具体的な審査基準を示してほしい。	審査基準において列举している事項は、あくまでも例示であり、個別具体的な事情を総合的に勘案して、カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがある者を確実に排除する観点から、これを限定的にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
6	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」につき、法令違反に関してはIR整備法関連法令や収収法関連法令等の法令が主に対象となると推測するが、相違ないか。他に対象となり得る法令があれば例示してほしい。また、例えば、道路交通法の違反など、カジノ管理委員会としてカジノ事業に関連しないと判断できる法令違反は、当該行為に含まれないと理解してよいか。	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること」については、個別具体的な事情を総合的に勘案して判断するものであり、特定の事実のみをもって直ちにその判断をするものではないことから、御指摘の点について一概にお示しすることは困難です。
7	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」につき、法令違反以外で想定している行為があれば、類型や例などを含め、該当する範囲の考え方を示してほしい。例えば、契約違反や債務不履行、民法上の不法行為やそれ以外も広く対象となるか。	
8	「カジノ事業に関連して」の範囲につき、どのように関連しているかどうかの判断がなされるのか、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	
9	社会的信用に関して、「暴力団との関係の有無・内容」とあるが、暴力団以外の反社会的組織を含めるべき。	審査基準において列举している事項は、あくまでも例示であり、御指摘の点も含め、個別具体的な事情を総合的に勘案して、カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがある者を確実に排除することとしており、原案が適当と考えています。
10	暴力団とだけ規定してしまうと、国内の組織だけが対象であると考えられてしまう可能性があるため、「暴力団」に海外のマフィア等も含まれるのか明確にすべき。	
11	一般に、国際社会から非人道的あるいは独裁的だと批判されている政府や王家、元首、政治家などとの結びつきが強いということも、「社会的信用」を低下させる要因として存在するが、そのような観点も含めるべき。	
12	「（ア）暴力団との関係の有無・内容」については、単に以下のような状況にある場合はこれに該当することはないと考えてよいか。 ・暴力団員と交際していると噂されている ・暴力団員と一緒に写真に写ったことがある ・暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際している ・暴力団員と結婚を前提に交際している ・親族、血縁関係者に暴力団員がいる	審査基準において列举している事項は、あくまでも例示であり、個別具体的な事情を総合的に勘案して、カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であるかを判断することとしており、特定の事実のみをもって直ちにその判断をするものではないことから、御指摘の点について一概にお示しすることは困難です。
13	「（イ）法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容」に関して、IR施設の建設を請け負う大手ゼネコンなどの建設会社が過去に入札停止処分を受けたことがあったとしても、それが適切に治癒されている場合には、入札停止処分を受けたことをもって「十分な社会的信用」がないとは言えないと考えてよいか。	
14	「（ウ）社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容」に関して、具体的にどのような事情がこれに該当するか。例えば、SNSでの発言が炎上したようなことはこれには該当しないという理解でよいか。	
15	「（エ）経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容」に関して、具体的にどのような事情がこれに該当するか。税務署から税務調査を受けたことがあるということだけではこれに該当しないという理解でよいか。	
16	「（オ）他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容」に関して、具体的にはどのような事情がこれに該当するのか。暴力団との関係については（ア）の基準で読めるので、例えば、準暴力団である半グレ集団との関係などがこれに該当するのか。	

17	「他者」の範囲があまりにも広く、また「不適切な・・・関係」も漠然としているため、「他者との不適切な社会的・経済的関係」をもっと分かりやすく修文してほしい。	
18	『「法令遵守状況」、「社会生活における活動の状況」に関する不適切な経歴・活動』の規定を明確にしてほしい。例えば過去に法令違反を犯している企業は、違反後何年経ていけば問題が無いと判断されるのか。法的、社会的に問題を起こした企業に対して規制を明確にすることで、出資や業務請負を行うことが可能な企業の範囲が定まり、より廉潔性の確保が明確になると考える。	審査基準において列挙している事項は、あくまでも例示であり、個別具体的な事情を総合的に勘案して、カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがある者を確実に排除する観点から、原案が適当と考えています。
19	「社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容」及び「経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容」との記載は曖昧すぎるので、明確化すべき。	
20	カジノ事業免許や主要株主等基準値以上の数の議決権保有者等の「十分な社会的信用」と契約の認可、再委託契約に係る許諾の認可や特定カジノ業務の従業者の確認における「十分な社会的信用」に関し、審査基準に差が設けられる理由を教えてください。	審査基準において列挙している事項は、総合的に勘案する事項を例示したのですが、審査対象者の類型によりカジノ事業に与える影響力の程度等が異なることを踏まえ、その内容に差を設けています。
21	「十分な社会的信用」としては、(ア)から(オ)の基準のほか、「正直性」(不芳情報も含めて真実について申告すること)も基準とすべき。	社会的信用に関する審査に限らず、カジノ事業の免許等の審査全般について、申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許等を与えてはならないこととされており(法第41条第2項等)、御指摘の点については、当該免許等の審査において当然に確保すべきこととされています。 また、質問票(施行規則別記第8号様式等)においても、虚偽の説明又は資料の提出をしたとき等は免許等を与えないことがある旨を記載しています。
(2) 申請者の役員の社会的信用について		
22	「例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること」に関し、対象者となる役員のIR事業への直接的な関与度合や重要性についても勘案した上で、調査内容、審査の深度などに一定の差をつけるなど、過度な負担とならないよう配慮した基準を設定してほしい。	社会的信用に関する調査の内容等については、個別具体的な状況により異なり得るところ、御指摘の点も踏まえつつ、審査対象者に応じた調査を行うこととしています。
(3) 申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者の社会的信用について		
23	「出資、融資、取引その他の関係」及び「支配的な影響力を有する者」を具体的に記載してほしい。	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」については、事業活動への関与の在り方は様々であることが想定されるため、カジノ事業の廉潔性を十分に確保する観点からは、あらかじめ一律に具体的な範囲を示すことは適当ではないと考えています。 なお、支配的な影響力を有する者に係る申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供については、行政手続法の規定に基づき、適切に対応してまいります。
24	融資を通じて支配的影響力を有する者が十分な社会的信用を有するものであることの審査基準の設定においては、諸外国での規制水準を踏まえて、その対象範囲や役員等を定める必要がある。例えば、融資金融機関は事業に関与しないことが一般的であり、実務的にもIR事業への関与がないことから、支配的影響力が無いと判断できるため融資金融機関や機関投資家を免除すること、又は審査対象とする場合であっても調査の内容を簡素化する等の整理をすべき。	法では、融資金融機関や機関投資家等について、社会的信用調査の対象から除外する明文の規定を設けておらず、法第41条第1項第3号をはじめとして「(前略)融資(中略)を通じて(中略)支配的な影響力を有する者」と規定するなど、融資が支配的な影響力の原因となり得ることを前提としていることから、融資金融機関や機関投資家を一律に社会的信用調査の対象外とすることは不適当と考えています。 また、社会的信用に関する調査の内容等については、個別具体的な状況により異なり得るところ、御指摘の点も踏まえつつ、審査対象者に応じた調査を行うこととしています。
25	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」につき、法令違反に関してはIR整備法関連法令や収収法関連法令等の法令が主に対象となると推測するが、相違ないか。他に対象となり得る法令があれば例示してほしい。また、例えば、道路交通法の違反など、カジノ管理委員会としてカジノ事業に関連しないと判断できる法令違反は、当該行為に含まれないと理解してよいか。	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること」については、個別具体的な事情を総合的に勘案して判断するものであり、特定の事実のみをもって直ちにその判断をするものではないことから、御指摘の点について一概にお示しすることは困難です。
26	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」につき、法令違反以外で想定している行為があれば、類型や例などを含め、該当する範囲の考え方を示してほしい。例えば、契約違反や債務不履行、民法上の不法行為やそれ以外も広く対象となるか。	
27	「カジノ事業に関連して」の範囲につき、どのように関連しているかどうかの判断がなされるのか、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	
28	ア～オに関して「有無・内容」とあるのは、有無だけで判断するのではなく内容も踏まえて「総合的に勘案」されると理解しても相違ないか。	貴見のとおりです。
29	ア～オに関して、どのような基準で「不適切」と判断されるかについては、「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」があるかを基に判断され、「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」の判断に関連しない経歴・活動等については不適切とされず、調査対象とならないと理解してよいか。	
30	イ～オに関して、(3)の柱書には「カジノ事業に関連して」との記載があるが、カジノ事業に関連しないものも調査の対象となるか。	
31	イに関して、例えば、道路交通法違反など、カジノ事業に関連しない等により対象とならない法令違反行為、又は明確に対象となる行為があれば、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	審査基準において列挙している事項は、あくまでも例示であり、個別具体的な事情を総合的に勘案して、カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であるかを判断することとしており、特定の事実のみをもって直ちにその判断をするものではなく、また、社会的信用に関する調査の対象についても、個別具体的な状況により異なるため、御指摘の点について一概にお示しすることは困難です。
32	イ～オに関して、過去何年以内の経歴が対象となるのか。例えば、イについて、質問票には過去10年以内という記載もあるが、10年よりも考慮される場合があればどのようなケースか。	
33	イに関して、「法令遵守状況」とあるが、法令に違反していなくとも対象となるケースが想定されるのか。考え方に付き教示してほしい。	
34	ウ～オに関して、(3)の柱書には「カジノ事業に関連して」との記載があるが、カジノ事業に関連しないものも調査の対象となるのか。例えば、ウについて、カジノ事業に関連しない私的な活動も含まれるのか。	
35	ウ～オに関して、どのような経歴・活動・関係が該当するか・しないかについて、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	
(4) 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者等の社会的信用について		
36	カジノ免許申請の必要事項については、IR施設竣工の直前まで確定しないものがある。そのため、各審査基準に係る資料のうち、先行して提出書類等を準備することが可能な審査事項については先行して審査を行い、その状況を申請者に通知すること等により、申請者が審査の進捗及び免許交付の一定の見通しを立てられるような対策が必要。例えば、申請者の主要株主基準値以上の数の議決権等の保有者が十分な社会的信用を有する者であるかについては先行的に審査を行い、早期の段階で審査結果を得られ、免許交付の見通しが立てられるような仕組みが導入されるべき。	カジノ事業の免許の申請に対する審査においては、申請の到達後、法第41条の免許の基準等に係る各審査のうち、法令に定められた申請の形式上の要件に適合する申請資料によって申請内容に係る審査を開始できるものから、順次、開始することを想定しています。 また、カジノ事業の免許に係る全ての審査が完了する前の段階で、一部の審査事項の審査結果を中間的に示す制度については、法律事項であるため、これを導入することは困難と考えています。 他方で、審査の進行状況については、行政手続法の規定にのっとり、申請者の求めに応じ、これを示すよう努めてまいりたいと考えています。

(6) ア カジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有することに関する事項		
37	「カジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎」に関する審査基準について、抽象的過ぎ、認定設置運営事業者が有すべき「純資産」「流動資産」の金額が明らかではない。例えば、資本金を1億円以下とした場合でも純資産である資本準備金が十分であれば、「将来にわたって設置運営事業を継続できる規模の純資産を保持すること」に該当すると言えるか。「純資産」や「流動資産」などの定量的な数値については、カジノ事業免許の申請手続中の各段階において、認定設置運営事業者が、カジノ管理委員会と真摯に意見交換・協議をする中で決められるようにしてほしい。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有」することについては、御指摘のような定量的な基準を定めて審査するものではなく、申請者が提出する予定貸借対照表等に基づき、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
38	財産的基礎の審査基準に関し、純資産や流動資産等について、具体的な基準値を示してほしい。また、会計監査において無限定適正意見を得ていること等、当該要件を充足するか否かを客観的に判断可能な他の基準を示すことも検討してほしい。	
39	(6)の内容については、区域整備計画の認定においても考慮される点と承知するが、認定された区域整備計画の内容から、認定後の外部環境の変化を踏まえた調整を除き大きな変更がなければ本基準は満たされると理解してよいか。また、区域整備計画の認定と異なる観点で審査される場合、違いはどのような内容か示してほしい。	区域整備計画の認定は、法第9条第11項に掲げる基準への適合を審査するものですが、カジノ事業免許は、法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好である」等を満たすことについて、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査するものです。
40	「健全に遂行」について、当該免許の対象期間(3年間)のうち、事業者が計画する事業期間についての遂行を想定したものと理解してよいか。また、「健全に」と判断されるかどうかの基準について、例えば一部の契約違反や債務不履行があるものの法令を遵守したカジノ事業の運営に支障がない場合で「健全に遂行」とみなされることの可能性は否定されていないと理解してよいか。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有」することについて、申請者が提出する、カジノ事業免許の申請の日の属する事業年度から10年後の事業年度までの予定貸借対照表等に基づき、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
41	「安定的な実施」の対象期間は当該免許期間(3年)と理解してよいか。例えば債務不履行が生じるおそれなければ安定的な実施と判断されるのか。カジノ事業免許申請時の流動資産の状況で判断されるのか。	
42	会計上の純資産が少額又はマイナスでも資金繰りに支障がなく将来にわたって法令を遵守した上での事業継続が可能な場合、本項目には抵触しないと理解してよいか。	「会計上の純資産が少額又はマイナスでも資金繰りに支障がな」い具体の財務状況が必ずしも定かではありませんが、将来にわたって設置運営事業を継続できること等について、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
43	「施設整備等」とあるが、施設整備が概ね終了してからの免許交付が想定されるため、施設整備費の資金調達はすでに行われているものと理解している。「等」に含まれるものとして想定しているものがあれば考え方を示してほしい。例えば、「等」には運営も含まれ、運営期間中に必要となる資金の調達についても考慮されるのか。	申請者が提出する資金計画に示されたカジノ事業免許の申請の日の属する事業年度から10年後の事業年度までの各事業年度に申請者が調達する全ての資金(既に調達したものを含む。)に基づき審査することとしています。
44	どのような場合に「安定的な手段」及び「確実である」と判断されるか・されないかについて、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	資金調達の安定性や確実性について、申請者が提出する資金計画に示されたコミットメントライン極度額を含む資金の調達条件や出資契約等の内容等を踏まえて、審査することとしています。
45	財務諸表では反映されなくとも、例えば借入枠や保証等、カジノ事業の安定的な実施に資する仕組みがある場合、本規定には考慮されるのか。	
46	「流動資産」の定義については、カジノ事業者の作成する財務諸表における定義でよいか。	命令別表第1に示す流動資産により予定貸借対照表等が作成されることを想定しています。
(6) イ カジノ事業に係る収支の見込みが良好であることに関する事項		
47	「カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」に関する審査基準について、抽象的過ぎ、認定設置運営事業者が有すべき「カジノ事業に係る収支の見込み」の具体的な目安が明らかではない。具体的な目安については、カジノ事業免許の申請手続中の各段階において、認定設置運営事業者が、カジノ管理委員会と真摯に意見交換・協議をする中で決められるようにしてほしい。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」については、定量的な目安を定めて審査するものではなく、申請者が提出する収支の見込みを記載した書類等に基づき、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
48	「収支の見込みが良好であること」に関し、「適正」や「必要な利益」について、充足するか否かを明確に判断可能な、客観的かつ具体的な基準を示してほしい。	
49	「カジノ事業に係る収支」とは、具体的にはカジノ事業の営業、投資、財務それぞれのキャッシュフローについて総合的に判断されるのか。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」については、申請者が提出する収益、費用及び経常利益、キャッシュ・フロー等を記載した収支の見込みを記載した書類等に基づき、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
50	「利益」とは、具体的にはどの勘定科目で判断されるのか。損益上の項目だけでなく、キャッシュフローも勘案して総合的に判断されると理解してよいか。	
51	「収支の見込み」は、当該免許の対象期間(3年)における見込みと考えてよいか。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」については、申請者が提出する、カジノ事業免許の申請の日の属する事業年度から10年後の事業年度までの収支の見込みを記載した書類等に基づき、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
52	「良好」とは、事業者の各債務の履行に支障のない水準であれば十分と考えてよいか。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」については、申請者が提出する収支の見込みを記載した書類等に基づき、将来にわたって設置運営事業を実施するために必要な利益が見込まれること等について、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
53	カジノ事業以外の収支又は財務的収支によりカジノ事業の継続が可能な場合、本基準は満たされると考えてよいか。	「カジノ事業以外の収支又は財務的収支によりカジノ事業の継続が可能な場合」の具体の財務状況が必ずしも定かではありませんが、将来にわたって設置運営事業を実施するために必要な利益が見込まれること等について、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。
54	「合理的な根拠」について、どのような根拠があれば合理的と判断されるか、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	
55	「適正」について、収益が過度に大きい場合は不適正とみなされる場合があるということか。言葉の解釈について考え方を示してほしい。	カジノ業務の収益及びその他の業務の収益の見込みについて、申請者が示す収益の積算根拠、海外における既存のカジノ事業者の実績との比較等を踏まえて、審査することとしています。
56	もし収益が過度に大きく不適正と見なされる場合がある場合、それはどのような観点に照らして判断されるのか。	
57	「将来にわたって」は、当該免許の対象期間(3年)における見込みと考えてよいか。	法第41条第1項第6号に規定する「カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」については、申請者が提出する、カジノ事業免許の申請の日の属する事業年度から10年後の事業年度までの収支の見込みを記載した書類等に基づき、審査基準に示した事項を総合的に勘案して審査することとしています。

(7) カジノ施設の規模、構造及び設備関係		
58	異なる顧客層に対応するためには、仕様等の異なる部屋を別のフロア、別の場所に作らざるを得ず、これが国際的にも通常である。異なる顧客層に対応して仕様等の異なる部屋が例えば別のフロア、別の場所にあっても、この基準に合えば一を超えないと認められることを明確にしてほしい。	
59	「カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか等」について、構造的・機能的な一体性を有していると認められるケースを例示したり、一体性に関するより詳細で客観的な要件を示す等、IR事業者が「カジノ施設の数が一を超えない」と合理的に判断することができる考え方及び客観的かつ具体的な基準を示してほしい。また、「カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか『等』」と記載されているが、「カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有している」こと以外に判断要素となり得る基準が存在するのであれば、何らかの形で具体的に示すことを検討してほしい。	カジノ施設の数については、カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか等を考慮して総合的に判断するものであり、個別具体の施設の設計を踏まえて審査することとしています。なお、申請に必要な情報の提供については、行政手続法の規定に基づき、適切に対応してまいります。
60	カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか等について、法第2条第10項第3号に掲げる区画の一部がカジノ施設内に配置してなくとも、カジノに限定されず全ての従業員が利用可能な従業員用通路で接続されていれば、一のカジノ施設として認められるものを教示してほしい。	
61	カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有していることについて、カジノ施設の各フロアが上下階に分かれていても、カジノ施設内に設置されたカジノ利用者専用エレベーター等で各フロアを接続して一体的な運営を行う場合には、一つのカジノ施設として認められると理解してよいか。	
62	施行規則のPapコメの際、カジノ施設の数については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります、との回答が出ている。今回の提示された審査基準案において法第41条規定のカジノ施設の数が一を超えずにある具体的な定義を示すべき。	
63	カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか等について、法第2条第10項第3号に掲げる区画に該当する室及び該当しない室の基準を明記してほしい。具体的には、施行規則第10条第9号に掲げる「カウントールーム」、「チップ等保管庫」、「カジノ関連機器等保管庫」、「監視警備室」、「カジノ管理委員会専用室」、「通路その他業務に従事する者が業務に使用する部分（カジノ行為粗収益の集計に関する業務を行う部分に限る。）」、「通路その他業務に従事する者が業務に使用する部分（右欄に掲げる部分を除く。）」、「カジノ業務に使用するサーバの管理を行うための室」のみが該当と理解してよいか。その場合、カジノ従業者向けの休憩室等、カジノ業務を行わない室は、該当しないと理解してよいか。また、「通路その他業務に従事する者が業務に使用する部分」の対象となる部屋種別の具体例を教示してほしい。	法第2条第10項第3号に規定する「カジノ行為業務又は本人確認に係る業務に付随する監視、警備その他の業務を行うための区画」には、施行規則第10条第9号に規定するそれぞれの室又は部分のほか、これらと同様の機能を有するものが含まれるものと考えています。
64	カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有しているか等について、法第2条第10項第3号に掲げる区画並びに施行規則第10条第9号イ及びへに掲げる室の出入口の位置に関する基準を示してほしい。当該区画又は室の出入口は、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講じていれば良く、必ずしもカジノ行為区画又は本人確認区画に通じる出入口を設ける必要は無いと理解してよいか。例えば、カジノ管理委員会専用室はカジノ行為区画に通じる出入口を設ける必要は無いと理解してよいか。	貴見のとおりです。
65	カジノ施設の規模、構造及び設備の技術上の基準の専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分について、カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分やカジノ行為区画から除外される通路の範囲等、今後の審査基準等で示されるという理解でよいか。	
66	施行規則第10条第6号に掲げる「善良な風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備」の内容及び施行規則第10条第7号へ表1列目第1号の「壁、柵その他の区画物又は区画線により当該部分の範囲を明示すること」に関し、施行規則のPapコメの際、今後、審査基準等において考え方を示してまいります、と回答が出ているが、今後審査基準時に具体的な内容が示されるという理解でよいか。	カジノ施設の構造設備に係る施行規則に定める技術上の基準への適合性については、個別具体の施設の設計を踏まえて審査することとしています。なお、申請に必要な情報の提供については、行政手続法の規定に基づき、適切に対応してまいります。
(8) ア 定款関係		
67	「カジノ事業の遂行に影響を及ぼし得る規定」とは具体的にはどのような規定かを「カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること」も含めて具体例を示してほしい。	審査基準第1の1(8)アの審査に当たっては、実際に提出された定款の全ての内容を確認し総合的に判断することとしています。例えば、機関の規模や役割等について不適切な定めがある場合、譲渡制限株式の譲渡の承認又は持分の譲渡の承諾について不適切な定めがある場合、役員の子会社に対する損害賠償責任の免除について不適切な定めがある場合等は、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものではないと考えられます。
68	定款に関する基準について、「カジノ事業の遂行に影響を及ぼし得る規定」及び「カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること」が極めて曖昧なため、客観的かつ具体的な基準を示す、又は、どのような場合に「十分」ではないと判断されるかを例示すること等を検討してほしい。	
69	例えばシンガポールや米国のカジノ施設と同等とカジノ管理委員会が判断できる水準であれば、本条文の基準は満たされると理解してよいか。それらの国のカジノ施設よりも高い水準を求める場合は、どの部分についてどのような内容を求めるのか等の考え方を示してほしい。	定款及び業務方法書を含むカジノ規制の内容や程度については、国・地域によって異なると考えられるため、一概に比較してお答えすることは困難です。
(8) イ 業務方法書関係		
70	業務方法書には法第53条第1項各号及び施行規則第28条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに審査基準が設けられているが、業務方法書にはこれらの事項を盛り込めば基本的に足りるという理解でよいか。	業務方法書の審査に当たっては、記載された事項を形式的に判断するのではなく、法令に適合し、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであるかどうか等について審査基準に基づき実質的に審査することとしています。
71	業務方法書と依存症防止規程や犯罪収益移転防止規程等の規程（そのほか、入場規制、カジノ行為、特定金融、契約、広告・勧誘、カジノ行為関連品類、秩序の維持、苦情の処理、従業者の規程が必要）の関係は、業務方法書が下位の規程を束ねる関係にあるという理解でよいか。	業務方法書は、依存防止規程や犯罪収益移転防止規程の上位に位置付けられるものではなく、それぞれ法令の要件にしたがって必要な事項を定めるものです。
72	業務方法書も規程類のいずれも免許審査及び変更時認可の対象であるから、業務方法書の審査事項とされている事項に関して、依存症防止規程や犯罪収益移転防止規程等の規程の中で定めることも可能か。	
73	審査基準第1の1(8)業務方法書、(9)カジノ施設利用約款、(10)依存防止規程、(11)犯罪収益移転防止規程について、例えば、第1の1(8)イ(ア)d顧客のカジノ行為への誘因のための措置に関する事項(a)(b)(c)(d)は、「～記載されていること。」が審査基準とされているが、審査においては、「記載されていること」を満たせば要件を満たすのか。「記載されている内容」によって評価が異なるものになると推察するが、各項について具体的な審査基準は別途策定され、カジノ事業の免許等の申請者に開示されるか教示してほしい。	業務方法書、約款、依存防止規程及び犯罪収益移転防止規程の審査については、法令等で求めるそれぞれの措置等の内容等について、実質的に審査するものです。
74	「賭金額の上限については、著しく顧客の射幸心をそそることを防止する観点等から適切な金額であること。」とあるが、この他にも、カジノの形式自体が著しく射幸心をそそるものではないかチェックすべき。例えば、スロットマシンやフロアのデザイン、ゲーム進行のルールや胴元による客への関与、従業員の行動規範が書かれた内部書類などを通して総合的に勘案すべき。	IR整備法令においては、「カジノ行為の種類及び方法」について、射幸性等に配慮する観点から、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、その理解を得る観点から我が国において行われることが社会通念上相当と認められるものに制限するほか、IR区域の数やカジノ施設の数・面積の制限、カジノ施設へのアクセス等の制限など重層的・多段階的に措置しています。加えて、従業者の具体的な業務態様についても、カジノ事業者に対し、カジノ行為に係る規定の遵守のための行為準則の作成や届出を義務付けることにより、適切に規制・監督を行うこととしています。また、御指摘の「スロットマシンやフロアのデザイン」についても、善良な風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれがないこと等を審査することとしています。

75	機械（スロットマシンなど）を用いたカジノ行為は、テーブルゲームなどと比べて短時間に多額のベットをすることが可能であり、射幸心を強く喚起し、依存症のリスクが高くなるので、設置台数に基準を設けるべき。	IR整備法令においては、御指摘の「スロットマシン」等の電子ゲームに係る設置台数の基準は規定されていませんが、カジノ行為への依存防止等の観点からカジノ施設の規模を適切に制限するなどのため、カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分の面積について、IR施設全体の延床面積の3%以内としています。 なお、電子ゲームに係る依存対策としては、事業者が賭金額の上限を定め、当該上限を超える賭けを受け付けないようにするなどテーブルゲームと同様の対策を講ずるほか、ラウンドの開始から次のラウンドの開始まで3秒以上の間隔を置くことなどの電子ゲームに固有の措置を講じています。
76	賭金額の上限に関し、具体的な金額を示してほしい。賭金額の上限や払戻率は国際的なIRにおける水準も踏まえて設定してほしい。また、カジノ管理委員会はどの程度の金額水準を想定しているか本意見募集手続において回答してほしい。	御指摘の「賭金額の上限」として適切な金額は、当該ゲームを行う顧客の資力やカジノ行為の頻度等により必ずしも一律ではなく、一律に規制することにはなじまないことから、海外における事例も踏まえて、業務方法書等に記載された賭金額の上限を個別具体的に審査することとしています。 また、御指摘の「払戻率」は、いわゆるテーブルゲームのオッズや電子ゲームの払戻率について、施行規則別表第一において定められています。
77	賭金の上限の「適切な額」は、IRの国際競争力（富裕層の集客）のために重要な要素であるため、あまりに低い額とする運用はやめて、諸外国の例を十分参考にしてほしい。	海外における事例も踏まえて、業務方法書等に記載された賭金額の上限を個別具体的に審査することとしています。
78	カジノ行為の公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項について、チップの両面の表示事項はともかく、チップの大きさ及び色彩その他の意匠がカジノ行為の公平性、公正性とどのように関係があるのか教示してほしい。また、どの程度のチップの大きさ、どのような色彩や意匠のチップがカジノ行為の公平性、公正性を害するものなのか具体的に教示してほしい。	異なる価値のチップの取り違いを防止すること等、顧客を保護し、カジノ行為の公平性・公正性を担保するため、事業者においてチップの大きさ、色彩、その他の意匠等の観点から、各種チップの違いが容易に判別できるようにする必要があると考えていますが、いずれにしても、個別具体的な申請内容を踏まえて審査することとしています。
79	業務方法書の記載事項のうち顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項について、「法令を遵守して顧客のカジノ行為への誘引のための措置を講ずる」と記載すればよいのか、当該措置の内容まで記載する必要があるのか不明確であるため、明記してほしい。後者の場合、どのような措置であれば当該「措置」に該当するか不明確であるため、具体的な内容等を示してほしい。	審査基準第1の1(8)イ(ア)d(a)「法令を遵守して顧客のカジノ行為への誘引のための措置を講ずる旨の宣言が記載されていること。」については、法令を遵守し、法第53条第1項第1号に規定する「顧客のカジノ行為への誘引のための措置」を講ずる趣旨が記載されることを想定しています。
80	施行規則のパブコメの際、カジノ行為関連景品類の提供が規制されている著しく射幸心をそそるおそれがあるものの具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示す、との回答が出ている。今回提示された審査基準案において考え方を示すべき。	カジノ行為関連景品類は多種多様な内容が想定され、施行規則第106条に関する具体の法令適合性をあらかじめ審査基準で一律にお示しすることは困難であり、同条第2号の「著しく射幸心をそそるおそれがあるもの」についても、法第53条第1項第1号に規定する「顧客のカジノ行為への誘引のための措置」に係る法令遵守状況について総合的に審査してまいります。
81	特定資金移動履行保証金保全契約及び特定資金受入保証金保全契約はカジノ開業後に必要となる契約であり、開業から相当以上前（3～5年程度）の免許申請時点のタイミングで締結の必要がないため、申請時点では契約相手方について予定先・候補先に留まる可能性があるが、この場合、予定先・候補先について記載することで問題ないか。	「予定先・候補先」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、免許申請時期によるため一律にお示しすることは困難ですが、業務方法書に記載される契約の相手方について、契約締結済みでなくとも、契約予定のものを記載することで代えられる場合もあります。
82	「会計の業務を行う組織体制」に関し、組織体制そのものに対して審査基準があるか教示してほしい。外注の可否や内製の状況等で留意すべき事項はあるか教示してほしい。また、内部統制監査報告書で無限定適正意見を有していること等、当該要件を充足するか否かを客観的に判断可能な他の基準を示すことも検討してほしい。	「会計の業務を行う組織体制」については、会計業務の専門性、独立性等の観点から、担当する部課名等が業務方法書に具体的に記載されることを想定しています。
83	「出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者」の特定方法の内容については、カジノ事業者の裁量に従うと考えてよいか。もしカジノ事業者の裁量に範囲がある場合、どのようなものか、考え方を示してほしい。 「適切な点検の方法・深度」の内容については、カジノ事業者の裁量に従うと考えてよいか。もしカジノ事業者の裁量に範囲がある場合、どのようなものか、考え方を示してほしい。	カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、カジノ事業者が法令等の規程に基づき自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が確認するものです。 その際、「出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者」（以下「支配的影響力者」という。）の特定方法については、例えば、契約の相手方に対し、支配的影響力者の有無について申告を求める方法その他の方法により相手方の支配的影響力者を特定することが考えられます。 カジノ事業者による点検の方法・深度については、契約の相手方・内容・態様等の種別ごとのリスク評価を行い、それに応じた個別の契約の点検を行うことが考えられます。
(9) 約款関係		
84	カジノ行為関連景品類の提供に関し、提供される景品類の種類が記載が要求されているが、例えば諸外国のカジノで一般的に提供されているカタログギフトのようなものを提供する場合はどのように記載するのか。法では、カジノ施設利用約款を変更しようとするときは、カジノ管理委員会施行規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない、とされているが、カジノ行為関連景品類の変更は頻繁に起こり得るものと想定されることから、規則等の運用で過度な負担にならないようすべき。	審査基準第1の1(9)エの「カジノ行為関連景品類」は、一定のプログラムに基づき「顧客が原則として一律に提供を受ける資格を有する」ものに限られており、カジノ施設利用約款には、ポイント付与、宿泊施設の優待等の「カジノ行為関連景品類の種類」を記載することが求められます。
(10) 依存防止対策		
85	事業者が賭博の依存症問題を抑制するための適切な対策を行うことを義務付け、その計画書の提出を免許交付の要件とすべき。	カジノ事業者が免許申請する際には、依存防止のための措置に関する事項を記載した依存防止規程を添付することが法で定められており、カジノ管理委員会では免許交付に当たり依存防止規程の内容を審査することとしています。
86	「法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置」とあるが、現在の文言では「記載する」ことの他に施行規則第49条第3項の文言が一切具体化されていないことから、「必要な能力を有する者」及び「必要な措置」の基準について、可能な限り具体的に示してほしい。	審査基準第1の1(10)(ム)aについては、法第68条第1項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる趣旨の記載がなされていることが必要であり、第1の1(10)(ム)bについては、例えば、依存防止に関連する知識を有する者を採用する方針を定めることが考えられます。
87	必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる旨を記載する必要があるが、必要な能力について可能な限り明確にすべき。	「必要な能力を有する者」として、例えば、依存防止に関連する知識を有する者が考えられます。
88	施行規則のパブコメの際、家族とその他の関係者の対象となる者をそれぞれ予め明確に規定すべきという質問に対し、審査基準等において考え方を示してまいります、との回答が出ている。今後、その他の関係者について具体的に示されるという理解でよいか。	「その他の関係者」として、例えば、家族以外の同居人、ギャンブル等依存症問題に関する専門家及びギャンブル等依存症対策関連機関が考えられます。
(11) マネー・ローンダリング対策		
89	「取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者として採用するために必要な措置」とあるが、「必要な能力を有する者」及び「必要な措置」の基準について、可能な限り具体的に示してほしい。	施行規則第102条第1項第7号に規定する「取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者をカジノ業務に従事する者として採用するために必要な措置」については、「必要な能力を有する者」として、例えば、犯罪収益の移転を防止する上で専門性を有する者であって、高い倫理を保持し、不正を防止する資質を有する者が考えられ、また、「必要な措置」としては、例えば、上記のような従業者を採用するに際しての方針を定めておくことなどが考えられます。
90	必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を記載する必要があるが、必要な能力について可能な限り明確にすべき。施行規則のパブコメの際、審査基準等において考え方を示す、との回答が出ているが、今後具体的な基準が示されるという理解でよいか。	施行規則第102条第1項第7号に規定する「必要な能力を有する者」については、例えば、犯罪収益の移転を防止する上で専門性を有する者であって、高い倫理を保持し、不正を防止する資質を有する者が含まれるものと考えています。
91	カジノ施設におけるマネー・ローンダリング防止のためにはリスクベース・アプローチの考え方を明確にしなければならず、グローバルスタンダードの観点で不十分な内容と言わざるを得ない。金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に相当するものが必要と考えられるが、カジノ管理委員会は将来的にガイドラインを策定する予定はあるのか。	マネー・ローンダリング対策に関しては、御指摘のとおり、リスクベース・アプローチが重要と認識しており、例えば、カジノ管理委員会において、リスクベース・アプローチに基づくリスクの特定・評価等の方法を示し、それに基づく申請者による取組を確認することを検討しています。

92	カジノ事業者は、金融庁管轄のもとで、AML対策をしている金融機関ではないので、金融機関と同様の取引時確認、記録保存、体制整備、評価実施等のAML対応を求めるのは過度な負担となる。カジノ事業の実態に応じた基準を提示してほしい。	カジノ事業者は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者に該当し、同法で規定されている取引時確認等の措置を講ずる義務があります。さらに、カジノ事業者は、法に基づき、取引時確認等の措置等を的確に行うために犯罪収益移転防止規程を作成し、同規程に従って必要な措置を講じる義務が定められており、本審査基準は、これら関係法令を踏まえたものです。
93	法第56条第1項第3号は、「疑わしい取引の届出（犯罪収益移転防止法第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出をいう。）に係る判断の方法に関する事項」と規定しているのに対し、審査基準（案）第1-1-(11)イ（ウ）では、疑わしい取引を把握する方法及び基準等を設定することまでの記載に留まっているため、当該審査基準を充足する具体的な方法・基準又は指針を示してほしい。また、「疑わしい取引の届出に係る判断の方法等について…記載されていること」と「等」が追記されているが、これはどのような趣旨か教示してほしい。	御意見中の「具体的な方法・基準又は指針」については、例えば、カジノ事業者において、疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、顧客属性、当該顧客属性に照らした取引金額、回数等の取引態様、継続取引や一見取引等の取引区分、その他カジノ事業者が保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で判断することを想定しています。また、御意見中の「等」については、疑わしい取引の届出に関する判断の方法と密接な関連性がある事項として、審査基準第1の1(11)(ウ)b及びcで示したとおり、「異常な取引状況の早期の把握のためのシステムの整備及び活用に関する方針」や「異常な取引状況を把握してから疑わしい取引の届出を行うまでの手続」を指しています。
94	チップの持出しの有無の申告方法については、退場時の本人確認の際に、タッチパネルで申告させる方法などが考えられる。施行規則パブコメの際、審査基準等において考え方を示してまいります、との回答が出ているが、今回の審査基準案でタッチパネル、口頭など具体的な申告方法を示すべき。	チップの持出しの有無の申告方法については、例えば、顧客に対して明確にチップの持出しの有無を問い、その上で顧客の意思に基づいて確実に申告させる方法が考えられ、当該方法には、タッチパネルで申告させる方法も含まれます。
95	法第104条第1項の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」について、同性の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」は含まれるのか。	「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」については、個別具体的な事情に応じて判断されるため一概にはお答えできません。
96	チップの譲渡等の防止のための措置に関し、巡回や監視等の必要な措置を講じた場合であっても、完全な防止はできない可能性が高い。施行規則の規定はあくまでも努力規定であり、防止や発見に努めることまでが事業者責務であることを確認したい。	カジノ事業者は、法第104条第1項の規定に基づき、チップの譲渡等を防止するために必要な措置を講ずることが義務付けられています。
(12) カジノ区画内関連業務関係		
97	ア〜ウについて、具体的な例示を審査基準案で示すべき。	御指摘の事項の具体例については、様々な例が想定され、審査基準で一律に定めることは困難であることから、原案が適当と考えています。
1 2 カジノ行為粗収益関係		
98	施行規則のパブコメの際、カジノ管理委員会より偽札や偽造チップ、盗難等の扱いについては法第67条第1項のカジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続の審査基準等で示していくことを予定しています、との回答が出ている。今後カジノ行為粗収益の集計に関する具体的な考え方が示されるという理解でよいか。	現金等とチップとを引き換える際のチップが真正であることの確認手続等は、審査基準第1の1(8)イ（ア）c（b）「チップの交付若しくは付与又は引換えに関する方法が具体的に記載されていること」に基づき審査します。偽札の使用によるチップの交付等があった場合の国庫納付金等の額の計算時の取扱いについては、個別の事案の発生に際し、その原因等に応じ適切に対応することとしています。
1 5 法第95条第1項の規定による契約の認可		
99	法第95条第1項の規定による契約の認可及び審査基準案第1の15の審査基準は、認定設置運営事業者がカジノ事業免許を取得する前に、①金融機関と締結する融資契約や②建設会社と締結する建設請負契約等には適用されないという理解でよいか。	法第95条の契約の認可はカジノ事業者が締結しようとする契約を対象とするものであり、カジノ事業の免許を受ける前に締結する契約は法第3章第2節第6款の契約規制の適用対象ではありませんが、カジノ事業者が免許を受ける前に締結した契約であっても、当該契約関係が免許を受けた後も存続し、かつ、法第94条の基準等に適合しないものであるときは、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であるか判断することとなります。また、カジノ事業の免許の申請者等が十分な社会的信用を有する者であるかの審査において、当該申請者が締結した契約の内容や相手方等が勘案されることとなります。
100	認定設置運営事業者がカジノ事業の免許を受ける前に金融機関と融資契約を締結した場合、金融機関については、「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するものとして、カジノ事業免許の審査基準の中で審査されることになるのか。	法第41条第1項第3号の「申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するものについては、カジノ事業免許の審査において、その社会的信用を審査することとなりますが、当該免許の申請者と融資契約を締結した金融機関が上記「支配的な影響力を有する者」に該当するか否かは、個別具体的な事案によるものであり、一概にお答えすることは困難です。
101	金融機関と締結する融資契約に関し、カジノ事業免許取得前に締結したシンジケートローンについて、カジノ事業免許の契約更新をする場合、そのタイミングで契約の認可の審査の対象となるのか。	御指摘の「カジノ事業免許の契約更新」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ事業者が免許を受ける前に締結した契約であっても、当該契約関係が免許を受けた後も存続し、かつ、法第94条の基準等に適合しないものであるときは、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であるか判断することとなります。さらに、カジノ事業者がカジノ事業の免許を受けた後に、法第95条第1項に掲げる契約を更新する場合には認可を受ける必要があります。また、カジノ事業の免許又はその更新の申請者等が十分な社会的信用を有する者であるかの審査において、当該申請者が締結した契約の内容や相手方等が勘案されることとなります。
102	設置運営事業者がカジノ事業の免許を受ける前に、建設会社と建設請負契約等を締結した場合、その建設会社は、「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」（法第41条第1項第3号）にも該当しないため、IR整備法上の契約に関する規定は適用されないという理解でよいか。すなわち、この場合、建設会社は、下請けや二次下請け先の全ての従業員について全て反社チェックなどをすることまでは求められないという理解でよいか。	カジノ事業の免許の申請者と建設工事請負等の契約を締結した建設業者が法第41条第1項第3号の「申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するか否かは、個別具体的な事案によるものであり、一概にお答えすることは困難です。当該申請者が、カジノ事業の免許を受ける前に締結する契約については、法第3章第2節第6款の契約規制の適用対象ではありませんが、カジノ事業者が免許を受ける前に締結した契約であっても、当該契約関係が免許を受けた後も存続し、かつ、法第94条の基準等に適合しないものであるときは、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であるか判断することとなります。また、当該申請者等が十分な社会的信用を有する者であるかの審査において、当該申請者が締結した契約の内容や相手方等が勘案されることとなります。
103	法第95条第1項の認可は、①1号とそれ以外、②新規と更新・変更、③重要性、期間、対象の規模等に依りて、審査の深度を合理的に異なるものにできることを明記してほしい。仮に明記できなくとも、そのように運用してほしい。	法第95条第1項の認可は、御指摘の事項を含む、契約の相手方や内容等の個別具体的な事情を総合的に勘案して判断するものであり、各契約の審査の深度については、個別具体的な状況により異なり得ると考えています。
104	カジノ事業者が締結する契約について、例えばシンガポールや米国のカジノ施設と同等とカジノ管理委員会が判断できる水準であれば、法第97条の基準は満たされると理解してよいか。それらの国のカジノ施設よりも高い水準を求める場合は、どの部分についてどのような内容を求めるのか等の考え方を示してほしい。	契約規制を含むカジノ規制の内容や程度は、国・地域によって異なると考えられるため、一概に比較してお答えすることは困難です。
105	(1)～(4)の柱書に記載のある「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」につき、法令違反に関してはIR整備法関連法令や収収法関連法令等の法令が主に対象となると推測するが、相違ないか。他に対象となり得る法令があれば例示してほしい。また、例えば、道路交通法の違反など、カジノ管理委員会としてカジノ事業に関連しないと判断できる法令違反は、当該行為に含まれないと理解してよいか。	「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること」については、個別具体的な事情を総合的に勘案して判断するものであり、特定の事実のみをもって直ちにその判断をするものではないことから、御指摘の点について一概にお示しすることは困難です。
106	(1)～(4)の柱書に記載のある「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」につき、法令違反以外で想定している行為があれば、類型や例などを含め、該当する範囲の考え方を示してほしい。例えば、契約違反や債務不履行、民法上の不法行為やそれ以外にも広く対象となるか。	
107	(1)～(4)の柱書に記載のある「カジノ事業に関連して」の範囲につき、どのように関連しているかどうかの判断がなされるのか、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	
108	(1)～(4)において「有無・内容」とあるのは、有無だけで判断するのではなく内容も踏まえて「総合的に勘案」されると理解してよいか。	

109	(1)～(4)の柱書には「カジノ事業に関連して」との記載があるが、(1)～(4)それぞれにおける「法令遵守状況」についてはカジノ事業に関連しないものも調査の対象となるか。	
110	(1)～(4)において「有無・内容」とあるのは、有無だけで判断するのではなく内容も踏まえて「総合的に勘案」されると理解してよいか。条文ごとに異なる場合はその内容につき教示してほしい。また、例えば、道路交通法違反など、(1)～(4)それぞれにおける「法令遵守状況」について、カジノ事業に関連しない等により調査対象とならない法令違反行為、又は明確に対象となる行為があれば、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	審査基準において列挙している事項は、あくまでも例示であり、個別具体的な事情を総合的に勘案して、カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であるかを判断することとしています。したがって、特定の事実のみをもって直ちにその判断をするものではなく、また、調査の対象についても、個別具体的な状況により異なるため、御指摘の点について一概にお示しすることは困難です。
111	(1)～(4)それぞれにおける「法令遵守状況」について、過去何年以内の経歴が対象となるのか。例えば、質問票には過去10年以内という記載もあるが、10年より前も考慮される場合があればどのようなケースか。また、法令に違反していなくとも対象となるケースが想定されているのか。考え方につき教示してほしい。	
112	(1)～(4)それぞれにおける「法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動」について、どのような基準で「不適切」と判断されるかについては、「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」があるかを基に判断され、「カジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれ」の判断に関連しない経歴・活動等については不適切とされず、調査対象とならないと理解してよいか。	
113	どのような場合に「契約の社会的妥当性等」が満たされるか・満たされないかについて、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	
114	どのような契約内容であれば「不当に流出」とみなされるか・みなされないかについて、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	「契約の社会的妥当性等」については、法その他の関係法令等に基づき、個別具体的な事情を総合的に勘案して判断するものであり、一概にお示しすることは困難です。
115	どのような場合に「カジノ行為に対する依存の防止に支障を及ぼすおそれ」があるとみなされるのか・みなされないかについて、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	「カジノ行為に対する依存の防止に支障を及ぼすおそれ」がある契約については、例えば、「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（令和2年12月18日 特定複合観光施設区域整備推進本部 決定）で認められないこととされている「カジノ施設周辺において貸付機能を有するATM等を設置すること」や「IR区域内において新規与信機能を有する貸金業の端末等を設置すること」を内容とする契約が考えられます。
116	法第95条に基づいてカジノ管理委員会の認可を受けた契約に従った支払であれば、「不当に流出」の規定には該当しないと理解してよいか。	法第95条第1項の認可を受けた契約であっても、そのみをもってカジノ事業の収益が「不当に流出」しないことが担保されるわけではなく、法第98条各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該認可を取り消すことがあります。
117	カジノ事業免許の申請の際に、過去6か月間に締結した契約書の開示を行う場合があり得るが（施行規則別記第八号様式第2・2（4））、それらの契約書は、法第95条第1項に規定される契約の認可の対象外であることを確認したい。	法第95条の契約の認可はカジノ事業者が締結しようとする契約を対象とするものであり、カジノ事業の免許を受ける前に締結する契約は法第3章第2節第6款の契約規制の適用対象ではありませんが、カジノ事業者が免許を受ける前に締結した契約であっても、当該契約関係が免許を受けた後も存続し、かつ、法第94条の基準等に適合しないものであるときは、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であるか判断することとなります。
118	区域整備計画に従って契約が行われるものについて、認定後の区域整備計画に記載のある内容に関しては基本的に法第97条の基準を満たすと考えてよいか。	契約の審査では、個別具体的な契約毎に内容を確認し、個別具体的な事情を総合的に勘案して認可の可否を判断することとなります。
17 法第114条の規定による特定カジノ業務に従事する者の確認		
119	(1)ア(イ)について、どのような場合に「実務経験等に照らし、監督業務を的確に遂行することができる能力を有する」とみなされるのか、みなされないのかについて、類型や例などを含め考え方を示してほしい。	審査基準第1の17(1)ア(イ)における「監督業務を的確に遂行することができる能力」については、申請者の組織体制や人員構成、申請対象者の役割等、個別具体的な事案により求められるものが異なり得るところです。そのため、様々な前提を置いてカジノ管理委員会が個々の申請対象者に求められる能力を例示することにはなじまないものと考えています。
第2 カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等		
120	カジノ事業者の認可主要株主等の役員には、IR事業に直接的に関与しない役員が存在するところ、それら役員については、本審査基準案で示された基準を含め、IR事業に直接的に関与する役員と、審査や承認プロセスを分けて簡素化する等、認可主要株主等の(IR事業以外の)事業運営に支障をきたさないようにすべき。	社会的信用に関する調査の内容等については、個別具体的な状況により異なることとなること、御指摘の点も踏まえつつ、審査対象者に応じた調査を行うこととしています。
その他		
121	今回示された審査基準案で多く含まれる曖昧な表現ではなく具体的な審査基準案を示すべき。	本審査基準は、それぞれの審査内容等に応じ、法令に基づく各種審査に係る判断の基準をできる限り具体的に定めたものです。